

---

---

平成30年大和町議会9月定例会議会議録

---

---

平成30年9月6日（木曜日）

---

---

応招議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	欠員
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

---

---

出席議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君
9番	浅野俊彦君		

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	文 屋 隆 義 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	都市建設課長	蜂 谷 俊 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	熊 谷 実 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	教育総務課長	小 川 晃 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	生涯学習課長	櫻 井 和 彦 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	遠 藤 秀 一 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君
子育て支援 課 長	内 海 義 春 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君
保健福祉課長	櫻 井 修 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	主 事	渡 邊 直 人
次 長	野 田 美 沙 子		

---

---

議事日程〔別紙〕

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

午前10時00分 開 議

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番犬飼克子さん、及び4番馬場良勝君を指名いたします。

---

---

日程第2「一般質問」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、一般質問を行います。

ここで、昨日の2番今野信一君の一般質問に対し、町長より答弁があります。町長 浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

議長よりお許しを頂きましたので、きのうの今野信一議員のご質問の中で、統計関係の数値につきましてご質問がございました。このことにつきましてご報告を申し上げたいというふうに思っておりますが、詳細につきましては、担当課長のほうからご説明申し上げますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長 (千葉正義君)

それでは、昨日今野議員のほうから質問がございました、観光統計関係の質問にお答えさせていただきます。

まず1点目に、げんき発信まちおこしイベント事業で目標値について、イベントの参加者数300人ということで目標の設定が低いではなかったかという部分につきまして、こちらにつきましては、新たなイベントを、スポーツを通して新たなイベントを開催し、そのイベントに参加してもらう人数ということを目標にしております。新たな事業でございましたので、基準がございませんでしたので、目標を300人と設定させていただいております。

もう一点、宿泊観光客数につきましては、宮城県の観光統計のほうの数字を使っております。この中の観光客の考え方でございますが、これはビジネス目的で1年を超えない期間で観光地を訪れた方も含まれますので、極端に言えば出張で大和町の宿泊施設に泊った方も含まれるということでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

以上で答弁を終わります。

順番に発言を許します。

11番藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

おはようございます。

では、通告に従いまして質問させていただきます。

私の質問に関連するようにといったら、余り言い方、気をつけなくちゃいけないんですけども、けさほどの地震、震度6強ということで、全道的な停電も起こっているようでございます。大きな災害、被害がですね、広がらないことを祈るところで、始めていきたいと思っております。

安全な避難路確保ということで、1件目でございます。

大阪府北部地震において、ブロック塀の倒壊による犠牲者やけが人が相次いだところですが、1978年の宮城県沖地震では、ブロック塀や石塀、門柱の倒壊による死者は18人。県内で100カ所以上で危険な塀の放置との報道がございました。

1 要旨目、学校や避難施設周辺で撤去または改修の必要があるブロック塀などが残ってはいないか。

2つ目、撤去、改修の推進策は。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますけれども、初めに、町内の小中学校につきましては、学校敷地内のブロック塀の調査を行いましたところ、小学校2校で2カ所、中学校1校で1カ所のブロック塀を確認いたしました。いずれも目視等により安全を確認しております。小学校2カ所につきましては、学校に確認したところ、撤去しても支障がないとの回答でございましたので、7月14日に撤去を完了しております。

1 要旨目の、学校や避難施設周辺で撤去または改修の必要があるブロック塀などが残っていないかについてであります。宮城県におきまして、平成14年度から国の地震調査委員会が公表した宮城県沖地震の長期評価で、今後20年程度以内、これは平成32年ごろまでということですが、以内に、80%の確率で次の地震が起こる可能性が高いと指摘されたことや、昭和53年の宮城県沖地震では、ブロック塀等の倒壊により多数の死傷者が出たことなどを踏まえまして、スクールゾーン内の危険性の高いブロック塀の調査を実施いたしております。平成29年8月の調査時点では、仙台市を除き県内88カ所が指定され、本町では1カ所が危険ブロック塀として指定されておりましたが、所有者のご理解により危険箇所の撤去が終了しておったところでございます。

本年6月18日に発生しました大阪府北部地震におけるブロック塀倒壊事故を受け、緊急点検が6月20日から6月29日にかけて、県土木事務所職員及び市町村職員合同で調査が行われ、本町においても改めて指定されておりましたブロック塀について確認し、現在は指定解除となっているところであります。今回の地震による被害を受けまして、本町においては町内小学校中心に、通学路及び町道等に面したブロック塀について教育総務課、都市建設課合同で一部の実態調査を行ったところですが、宮城県より、本年8月から平成31年3月までに、県内の小学校を中心としたおおむね500メートル以内の通学路に面して設置されておりますブロック塀等の調査を行い、危険性のあるものについては改善指導を行い、通学路の安全を確保する目的として新たに小学校通学路内ブロック塀等実態調査を行うとの通知があったところであります。本町といたしましても、積極的に協力するとともに、実態の把握に努めてまいりたいと考えており

ます。

続きまして、撤去、改修の推進策はについてであります。

ブロック塀につきましては、私有財産でありますことから、その所有者による管理となるものであり、特に不特定多数の方々が通行する道路や通学路、避難所などに面するブロック塀の安全確保が求められておるところであります。一方で、私有財産であるがゆえに、その管理が進まないことも事実であります。町といたしましては、ブロック塀倒壊等によります事故を未然に防止するため、危険度の高いブロック塀等を除去し、安全を確保する場合などへの助成制度の導入につきましては、町内の現状把握を行いながら、手法も含めて検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）  
藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

まず1点目の1要旨目のほうからお尋ねしたいと思います。

多分といたらあれですけども、まず基本的に小学校、それから中学校そのもののブロック塀については安全が確保されているということで確認をさせていただきました。その上で、いわゆる学校周辺ですね、学校周辺についても、これ、私見たのは県のやつなんですけれども、それでは該当するところは1カ所、それから、要するに処置する必要がないというようなそのところについても、そういうふうな判断になっているのかなというふうに読み解いたところでございます。そういう中で、例えば吉岡小学校で500メートルという西のほう、丸を書くときひだまりの丘のあたり、それから南のほうでいうとバスの営業所ですかね、営業所までも行くか行かないかぐらいが500メートルということで、それ以上調べてはいるのかどうかちょっとあれなんですけれども、おおむねそこら辺を点検したというふうに考えてよろしいのでしょうか。まず1件目、お願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）



先ほどの500メートルというものにつきましては、先ほど申しましたとおり、県と  
合同でやるものについての1つの範囲という考え方でございます。その前の、町で独  
自で行ったというのにつきましては、それにつきましては、距離につきましては、今、  
担当課のほうから説明申し上げます。距離といいますか、やったエリアといいますか  
ね、済みません。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長 （蜂谷俊一君）

では、お答えさせていただきます。

今回、教育総務課と都市建設課で一応やっている目標なんですけれども、通学路、  
基本は通学路ですけれども、吉岡ですと、通学といえばほとんどが通学路という形に  
なっていますので、町道と、あとはその通学路ということで、今回は教育総務課と道  
路管理者である都市建設課のほうで町内を一応全体を調べたいということで一部動い  
ていたところがありました。その後、県のほうから小中学校の部分で500メーター  
以内を調査するという話がございます、その調査の内容等を精査して、それと同等  
の調査の方法をもって全町を今後やっていかなきゃないかなと思っている次第でござ  
います。

以上でございます

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

ちょっとお待ちくださいね。ちょっとこれ、なかなか読み解くのがちょっと、答弁  
書をなかなか読み解けないんですけれども、そうすると、主に通学路でございますけ  
れども、そこについてはちょっとあれですけれども、目視なり何なりでの点検は終わ  
っているというふうに理解してよろしいのでしょうか。ちょっとそこ、私の理解不足  
で申しわけないのでお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まだ全部終わっている状況ではないというふうに思っていますね。それで、町で進めておった、先ほど申しました、町と教育総務課で町道中心にというのは、町が前段、先行してといいますか、やっております、その後に宮城県からそういったことで500メートルというものがございましたので、それとあわせてやっていくという考えで、まだ終了しているところではないということです。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

それでは、まだ終了はしていないということでございますので、引き続きというふうに思います。そういうことでは1 要旨目の、少なくとも学校周り500についても、内径でも、さらに町道とかそういったものについてはこれから出てくるかもしれないというような状況だというふうに理解をいたしました。

そういう中で、2 要旨目のほうに移させていただきます。

撤去、改修の推進策はということでございますが、宮城県でも、過去にはブロック塀の改修の助成ということで、平成15年から18年まで時間期限限定でやったような過去があるようなんですけれども、今現在は県としては制度的なのはやっていないようでございます。そういう中で、いわゆる市町村というとあれだから、こういうの難しいね、自治体、何ていうんでしょう、市町、村はやっていないので、県内のいわゆる自治体においては、22の自治体においてですね、ブロック塀の助成の、独自の、多分独自だと思うんですけれども制度というのを持っているようでございます。近隣でいいますと、富谷市、それから大郷町さんでそういう制度、見た範囲ではあるようでございます。ということで、答弁の中におきまして、助成制度の導入につきましては、現状把握を行いながら手法も含めて検討してまいりたいというような回答がございました。そういう中でございますので、やはり近隣でもやっているようでございますので、それ等も含めて、やはり、今回、北海道どうかかわからないですけれども、私の近隣でも、それこそ個人のお宅なので何ともいえない部分があるんですけれども、はたから見るとちょっと怖いというお宅もあるようでございます。そういうことでござ

いますので、そういう制度というものの推進というんですかね、そういったものが急ぐ必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、ご見解をお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
今、確認作業ということで、先ほど申しましたけれども、宮城県の地震の調査において、大和町は1カ所あったところでございます。そのことにつきましては、1カ所について、地権者といますか、その方の考えの中で撤去してもらったという状況で、そういった統計的なものについて現在ではゼロという状況になっております。それで今いろいろ調査を進めて、再度確認をしているわけでございますが、先ほども申しましたとおり、その状況を見ながらですね、そういった制度につきましても検討していく、検討といますか、そういったこと考えていくというふうに考えておるところでございます。

議 長 （馬場久雄君）  
藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）  
ちょっと細かく言いますと、点検したところの状況によって、多分私の知っているところ、あそこなんかは点検来ないだろうなというような、そういうところであってもそういう部分がある、ちょっと曖昧な言い方で申しわけないんですけども、やはりそういうことではきめ細かいやり方、まだやっていないのにクレームというか、そういった言い方もないんですけども、これ以上は論は進めませんが、やはり制度的なものについては検討が必要じゃないかなと思いますので、もう一度だけお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

前回検査した結果のものが1つあって、調査でそれがなくなったということで、数値的にはなくなっている状況です。したがって、それをもう一度確認をしているわけですね。それで確認をしながらそういった制度について考えていくということですので、そういった考えでございます。

議 長 （馬場久雄君）  
藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

ちょっと見解が違ってきちゃったのであれですね、要するに、危険なところはないと、今の現時点では。ところが、私はあるぞという、まあ、それはもう一度調べていただくということですので、これ以上は水かけ論かなというふうに思うんですけども、今のところは町の中にはそういう危険なブロック塀はないという認識だという明言でいいんでしょうか。一応、ごめんなさい。もう一度お聞きします。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
今、確認作業をしているということです。

議 長 （馬場久雄君）  
藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

ということで、1件目を終わらせていただきます。

2件目のほうに移らせていただきます。

王城寺演習場での訓練歯どめをということでございます。

日米共同訓練が八、九月、今やっていますけれども、それから日英共同訓練が10月、それから海兵隊の射撃訓練が来年の一、二月に行われるということでございます。沖縄の負担軽減という、当初の名目を超えたと思うんですけども、演習が王城寺原演習場で行われております。歯どめが必要ではないかという意味で、1つ目、年3回の

訓練をどのように受けとめているのか。2、外国軍隊の訓練の制限の申し入れをということでございます。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問ですけれども、本年度、王城寺原演習場におきまして共同訓練、移転訓練が3回実施される予定でございます。日米共同訓練につきましては8月末に開催されました各常任委員会で、また日英共同訓練につきましてはさきの全員協議会で訓練の概要と町の対応をご説明させていただいたところでございます。

初めに、年3回の訓練をどのように受けとめているかのご質問であります。平成30年8月22日に、宮城県と大和町、大衡村、色麻町で構成しております王城寺原演習場対策協議会におきまして、防衛大臣、陸上自衛隊東北方面総監、東北防衛局長へ日米共同訓練の実施に関しまして要望を行っております。この要望の中でも、訓練のあり方としまして、米軍の訓練実施が地元を与える負担等を十分に考慮し、その訓練実施に当たっては在沖縄米軍による実弾射撃訓練、射撃移転訓練と日米共同訓練の両訓練が同一年度に重複して実施されることのないように、日米間で訓練日程を十分調整することを強く要望しております。日米共同訓練は、平成27年度から本年度を含め4年連続の実弾射撃移、転訓練と重複の実施となり、平成29年度、平成30年度におきましては、年度内3回の実施となることでもありますことから、他の演習場とのバランスを考えた実施について考慮してもらわなければいけないと、このように考えております。

次に、外国軍隊の演習制限の申し入れをのご質問についてでございます。

今回、日英共同訓練が実施されますが、イギリスとの訓練は、平成28年10月に航空自衛隊と英国空軍との訓練が青森県の三沢基地で、平成30年4月に海上自衛隊と英国海軍との訓練が関東南方海域で実施されております。陸上自衛隊との共同訓練は今回が初めてとなりますが、英陸軍は世界でも有数のすぐれた能力と経験を有している統合火力誘導の分野におきまして、陸上自衛隊の戦術技量の向上のために大きな意義がありますとともに、日英間の防衛協力の深化を象徴するものであるとの説明を受けております。

陸上自衛隊の年度広報では、本年度、アメリカ、イギリスのほか、オーストラリア、フィリピン等の国とも共同訓練を実施する予定となっているようでございます。共同訓練に当たっては、日本政府と相手国との取り決めにより日本政府が責任を持って実施するものであり、共同演習の制限をできるものでありませんが、同一年度におけます複数回数の実施は避けるように、引き続き要望してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）  
藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

私の質問に対する答えの部分だけ抽出しますと、他の演習場とのバランスを考えた実施について考慮していただきたいというふうに考えていますというお返事になるのかな、1 要旨目ですね、というふうに思います。

それから、ということで、ここにも書いてございますけれども、連続で年3回の訓練が普通のようにといたら何でしょうかね、あるいはまた、地元の要望は聞いていないとはいわないが聞き流すというふうなことになるのかなという、聞き流されているのかなというふうにも思います。そういうことでは、率直に聞いていただけますでしょうか、要望は、と思っておりますか。そういう言い方でいいのかな。真面目に聞きます。この要望が、やはり真剣に要望していかないと、それでなくてもいけないんだろうなというふうに思っておりますということで、やはり地元の負担というのが非常に重いものでございますので、ぜひとも引き続きの要望をしていただきたいと思うんですがということで、ご回答をお願いします。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

要望につきましてはといたしますか、そういったことがないようにということのお願い、要望はこれまでもやっておりますし、これからもしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

議 長 (馬場久雄君)

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

いきなり2要旨目なんですけれども、外国軍隊ということで、実はアメリカ軍じゃないのが来るとどうなるのかなというところで、例えば、日米地位協定、アメリカ軍との関係でいえばあります。そうすると、率直、沖縄なんかでいろいろ問題なりますけれども、余りあっちゃいけないんですけれども、アメリカの軍隊の方が犯罪を起こしたというときには警察権ないですね。じゃあ、イギリス人はどうなるのやというのが、そこら辺ははっきりしているのかなという部分も、あるいは、このあとフィリピンとかいろいろ来ますよね、オーストラリア、フィリピン国の方もいらっしゃるようでございます。そういったときに、そういった疑問があるわけでございます。ちょっとここの中には書き切れていないので、そういう、飛び道具みたいな質問は余り申しわけないんですけれども、でもやはり、地元にとっては大きい問題だろうと思います。あるいは、もっというと、あっちゃ困るんですけれども、外出しています。あの人、どういう資格で外に出歩いているのとか、パスポート持っているのとかですね、パスポートというのか何ていうのか、そういったことも含めてどういう立場の方々に、王城寺の中にいる分にはいいんですけれども、外に出てきたときに、あの方々はどういう人たちなんだろうという疑問も含めて出てくるんじゃないかと思います。やはりここは、地元の自治体としてもきちっと確認しながらというんですかね、受け入れたわけではないけど来るわけでございますので、やはりそこら辺のところ、もしいろいろわかれば教えていただければと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

国間の取り決めにつきましては、我々ちょっとそこまではわからないところでございますが、基本的にそういうふうな来た方につきましては、演習場外には出ないというような基本的な考え方の中でお願いをしているところでございます。

議 長 (馬場久雄君)

藤巻博史君。

1 1 番 (藤巻博史君)

出てこないことにこしたことはないし、何人でしたっけかね、人数的にも多くはないわけでございますので、それから10日間でしたっけかね、という中で、やはりそういったところも、そうはいっても、嫌でも何かそういったのがふえそうな中で、やはりそういったところも必要なところじゃないかなというふうに思っております。そういう中で、今回の質問の要旨のところちょっと入れない中で、そういう質問して申しわけなかったところでございますが、やはり沖縄でいろいろ問題になって、大和町でも本当は問題なんですよけれども、いわゆる地位協定ですね、地位協定、いわゆる治外法権的なのというんですかね、仮に問題が起きた場合には日本にはいろいろ調査もできない、それから警察権も及ばないというようなそういうのが、今のところないですけども、実際には起こり得る状態にあるんだろうなというふうに思っております。ということで、やはり地元からそこら辺は言っていないと、政府のほうで余りいかないんじゃないかなというか、そういうふうな思いがございます。というのは、ちょっと本旨から離れて申しわけないんですけども、例えばドイツとかイタリアとかもやはり地位協定を結んでいるんですけども、全然違うんですね。例えばドイツだと地元自治体が、アメリカの基地にもし問題あったらば無条件で入れる、調査に入れるというようなふうに地位協定の中では、本当にやっているかどうかは別としてですね、やはりそういうブラックボックスじゃなくなっているという中で、ところが、今、日本においてはブラックボックスというんですかね、そういった中で、あるいは地元自治体とすれば受け入れるという判断しかないのかなというふうな今の現状なのかなというふうに思っております。そういうことで、やはりきちんとですね、外国軍隊の受け入れの制限の申し入れをという要旨でございますので、やはり引き続き、もし受け入れるに当たってもそういったところもきちんと明確にした形での受け入れというんですかね、そういったものが必要じゃないのかなというふうに思いますけれども、町長のご見解をお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。



町 長 （浅野 元君）

地位協定とかそういったいろいろ、それぞれの取り交わしがあるというふうに思っていますけれども、国と国の関係でございますので、我々なかなかそこまであれでございますけれども、日英の場合は、先ほど、きのう、おとといですか、全協の中で説明申し上げたところでございますけれども、両国間におけます口上書、これによりまして地位等の、そういったことにつきまして取り交わした上での覚書を作成して、そういった取り決めに確立しているというところであります。それで、そういったことをやっておられるわけですが、町としましては、そういった安心感につきましては、常に最大限求めていかなければいけないということがございますので、これからもそういったことにつきましては、しっかり国なりそういったところに関係町村あるいは県と一緒にお願いをしながら、安全な中で訓練ができるように要望もしますし、また町でできる対応をしっかりやっていきたいというふうに思っております。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

1 1 番 （藤巻博史君）

いわゆる、そうすると口上書ですかね、口上書、例えば今回でいうとイギリスの軍隊の方がどういう地位で来るかというのは、今現在は町としては把握していないというふうな理解でよろしいのでしょうか。いわゆるその口上書の中身についてですけども、それは把握していないという、私の言ったような中身についてですけども、把握していないという理解でよろしいのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

このことにつきましては、改めての説明が県からあるということでございますので、その中で確認もできるというふうに思っております。

議 長 （馬場久雄君）

藤巻博史君。

11 番 (藤巻博史君)

これで最後にしますけれども、やはり、アメリカ軍のほうが入ってひどい、ひどいという言い方もあれなんですけれども、やはりきちっとした、どういう形というんですかね、少なくとも日米地位協定と同じような形の受け入れというのはできないよというふうな、あるいはそれが、何ていうんでしょう、ワールド、何ていうんだあれ、英語出てこないですけれども、世界標準じゃなくて、世界標準はやはり対等なのが多分世界標準であって、例えば、地方自治体であってもだめなのはだめだよと断ることができるのが多分世界標準、まあ世界標準という言い方もないですけれども、ところがなかなか今の日本では政府がやるのが受け入れるという方向なのかなというふうには思うんですけれども、ただ、やはりどういう形で、口上書ですかね、口上書というものを、まだこれから説明があるということでございますので、ぜひとも、そこら辺は町民のほうにもきちっとした形での説明をしていただけるような説明を、県のほうから説明していただくというんですかね、そういった形で進めていただければというふうに思います。

以上で終わります。回答はいいです。

議長 (馬場久雄君)

以上で、藤巻博史君の一般質問を終わります。

続きまして、16番大須賀 啓君。

16 番 (大須賀 啓君)

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、大和町総合運動公園多目的広場の再整備と屋内練習場建設をと。

大和町は、非常に厳しい社会情勢の中にもかかわらず、近年住宅地の開発や企業進出等に伴い全国有数の人口増加を記録し、子供たちの笑顔あふれるすばらしい町になりました。町としても、さまざまな子育て支援策を講じていただいておりますが、残念ながら地域の声を聞くと十分でないのが現状であります。待機児童問題と同じく、スポーツ施設の充実を図ることが強く望まれており、以下の点について伺います。

1つ、大和町総合運動公園広場の再整備の考えは。

2つ目、屋内練習場の、これ、訂正なっているかと思いますが、当初は40メートルの40メートルとなっておりますが、40メートルの80メートル掛ける2棟が必要ではな

いかということでもあります。

3 番目、ダイナヒルズ公園野球場を硬式野球のできる球場への再整備はということ  
であります。

答弁をお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、体育施設整備についてのご質問でございました。

町が設置しているスポーツ施設ですが、総合運動公園、ダイナヒルズ公園、体育セ  
ンター、武道館、レクリエーション広場及び教育ふれあいセンターがございます。う  
ち、総合運動公園、ダイナヒルズ公園、体育センター、武道館につきましては、平成  
27年度より指定管理者制度を導入しているものでございます。いずれの施設も、設置  
後約20年からそれ以上経過しておりまして、利用者皆様の利便性と安全性の維持、管  
理に努めております。今年度は総合運動公園テニスコートの芝張りかえ工事を行い、  
10月より一般開放を再開できる見込みとなっております。ぜひ多くの町民の皆様方  
にご利用いただきたいと思っております。

さて、1 要旨目、総合運動公園多目的広場の再整備に関するご質問であります、  
6 月定例議会で槻田議員より多目的広場ではなくて球技専用グラウンドへの整備との  
一般質問をいただき、当面は多目的広場としてのご利用をお願いしたいと答弁させ  
ていただきました。現在の多目的広場は、少年野球グラウンドとして3面を確保でき  
るほか、グラウンドゴルフ、ソフトボールや少年サッカーなどのスポーツのほか、消防  
団夏期演習にもご利用いただいております。一部を除き、天然芝に覆われているもの  
の多少の起伏があり、中央を暗渠が走っていることから全面を使つての活動が難しい  
状況にあります。この多目的広場を全面フラットにして、より快適に高い安全性を持  
って、幅広い世代が運動に取り組めるよう改良するための測量、基本設計に係る調査  
費を今議会の補正予算に計上いたしました。その調査の結果を待って具体的な再整備  
の方針を決定し、実施設計、改修工事へと進めてまいりたいと思っておりますので、関係者  
皆様方のご理解をいただきたいと存じます。

次に、2 要旨目の屋内運動場の整備についてでございますが、ご質問の屋内運動場  
は土あるいは人工芝等のグラウンドで、屋根、壁、ネット等を有し、雨天や冬期でも

野球やサッカー、グラウンドゴルフ等の練習が可能な屋内グラウンド施設を指すものと思います。ご提案の40メートル掛ける80メートル規模程度の大規模な施設は、県内ではプロ野球楽天や大学、高校のいわゆる強豪と呼ばれる学校で所有しており、市町村所有では、東松島市鷹来の森運動公園に24.5メートル掛ける85メートルの施設が2棟あるのみと認識しております。

このような施設を設置することによって、通常であれば練習のできない環境であっても普段と変わらず、また、照明施設によっては夜間までの練習が可能となり、技術力の向上につながると思いますが、現在、町が所有するスポーツ施設は屋内グラウンドと呼べるものはないものの、総合体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、体育センター、教育ふれあいセンター体育館は夜間も使用可能であり、ある程度の練習には応えられる施設であると思います。現段階では、町のスポーツ施設における最優先の課題は、所有する施設の維持管理と改修であり、まずはその課題解決に取り組んでまいりたいと思っております。

3 要旨目の、ダイナヒルズ公園野球場の硬式野球のできる球場への再整備はについてであります。

近隣に硬式野球ができる野球場があり、先輩たちが高校野球などで活躍する姿が見られることは、野球少年たちにとって励みにもなり、目標ともなることと思いますが、黒川地域に硬式野球ができる野球場は富谷市の七十七銀行グラウンドがあるのみで、残念ながら現在は一般への貸し出しは行われていないようでございます。

ダイナヒルズ野球場は、平成4年に供用を開始した施設であり、両翼92メートル、センター120メートル、外野部分が天然芝の野球場でございます。開設から平成15年までは地元黒川高校硬式野球部などへも貸し出しを行ってございましたが、ファウルボールがグラウンド隣接の町道を走行中の乗用車に当たり、破損させてしまう事故が発生して以来、軟式野球のみの使用に限定しております。野球場の規模的には十分硬式野球ができるものではありませんが、事故防止のためのファウルボールが球場外へ出ることを防止する防球ネットの整備が必要となります。必要な高さの基準は示されているものではありませんが、一般的には10メートル前後の高さが多い状況です。公式野球場の場合、多くは公園との中に位置し、公道に隣接するものは多くなく、三塁側からすぐの距離に公道が走る環境の中ではファウルボールの飛び出しを完全に防止することはネットを高くしても難しく、硬式野球の使用を可とするのは困難であると考えております。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)  
大須賀 啓君。

16 番 (大須賀 啓君)

余り回答が、町長いいので、再質問しなくてもいいようではありますが、この回答は担当課が考えるのか、町長が考えるのか、ベテラン町長ですから町長かなと思います。が、双方でいろいろ検討しての回答になりますか。まずはそこから。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

回答しているのは私ですから、私が回答しているところでございますが、その内容につきましては、当然、関係課、そういった課とも協議をしながらの内容となっております。

議 長 (馬場久雄君)  
大須賀 啓君。

16 番 (大須賀 啓君)

このタイミングで基本設計といいますか、測量も含めて予算づけをしていただいたわけでありましたが、大変ありがたいことでありますけれども、もう少し早くわかっていたら私も質問することなかったのかなというふうに感じますが、この9月の定例議会補正でということでありまして、余りにもタイミングがよ過ぎるといいますか、強い要望があったのかなというふうに個人的に考えるわけでありまして、いずれにしても、町長、この多目的広場の運動場、多目的広場についてはそれこそ何十年前からいろんな方々が、地域の方々あるいはスポーツ少年団、PTA、さまざまな方々から強いお話しなり要望があったかと思うんであります。残念なことですが、今回は測量、設計の予算づけをしていただいたわけでありまして、この測量、設計の予算386万7,000円でしたか、この金額も私びっくりするんであります。どのような測量、設計なさるのかね、ただ、この多目的広場を平らにするだけの測量なのか。

私も調べてみたんですが、きのう遅くですね、町長、あそこの多目的広場ではありますが、子供たちが野球をしているグラウンド、どのぐらいの傾斜になっているかご存じですか。何年か前に、数年前に、たしか担当課かな、調査したことはあるんでないかと思うんでありますが、高低差はホームをゼロにした場合、サード側、サードのベースのあたりで12センチ、ショートあたりで26センチ、センターで28センチ、そしてネットが張られていますね、今。鉄の棒でネットが張ってあるんですが、さらにすぐ後ろに暗渠排水があります。暗渠排水のところだと81センチ、あるいは75センチ、さまざまありますが、そのぐらいの高低差があるんですね。ですから、何年も前から、何十年も前から危険であると。

たまたま7月1日に宮床分会の球技大会がありまして、大学生が骨折をしたんであります。入院もされましたが。そればかりでなく、ソフトボール大会や野球などでも大きなけがはなかったようではありますが、聞きますと、すり傷なり、転んだりしているというふうに伺ってきました。ですから、何年も前から、たしか議会にも23年12月12日に同僚議員13名が紹介議員になって請願を出された経緯があります。多分、町長にも、その時期かどうかは別として要望なども出ているんでないかなというふうに思いますが、ですから、長年にわたって多くの方々がそういった要望、要請、請願などを行っているわけでもありますね。ですから、私が言いたいのは、もっともっと早く、今回、多分けがしたことによってね、聞きますと、町長も耳にしているかと思えます。PTAの方々が大声を大にしていたようでもありますし、本人の、けがしたお父さんもスポーツ少年団の指導者でありますから、訴訟の問題などもお話出たようではありますが、指導者としてふさわしくない、私の息子でよかったというようなお話も聞いていました。これが子供だったら大きな問題になっていたんじゃないかと、このように考えるわけでもあります。ですから、もっと早く、早目にこういう対応をしてほしかったなという思いであります。今回、予算づけをしていただいたわけではありますが、386万7,000円もあつたら土盛りするにしても土削るにしても、相当の工事ができるんじゃないかなと思いますが、どんな依頼をしてそういう予算づけになったのか、お聞かせいただきたいと思えます。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほど申しました基本設計に係る測量ということでございますが、内容につきましては、担当課長のほうからご説明申し上げます。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長櫻井和彦君。

生涯学習課長（櫻井和彦君）

お答えいたします。

今回の調査費でございますが、測量基本設計業務ということで仮の見積もりを頂戴しておりますが、その中ではこちらからの依頼として議員のお話しの中にあつたとおり、大変な高低差がございます。その部分をどこからどのように土を動かす必要があるか、あるいはそれによって当然平らな部分の形状が今の面積と変わってくることもございますので、その部分でこういった配置が可能であるか、野球グラウンドが2面可能か、あるいは3面、今までどおり可能か、そのほかの競技のグラウンド状況のとれる状況も調査をお願いするということが依頼をしたものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

大須賀議員、ここで暫時休憩しても、次に質問続けていただきたいと思います。

暫時休憩します。

休憩の時間は10分間とし、11時10分からといたします。

午前10時58分 休憩

午前11時09分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

16番大須賀 啓君。

16番（大須賀 啓君）

先ほどの説明ですと、測量、高低差を測量して度量衡動かすということでありませ

が、全くすばらしいことでもあります。フラットにしてより快適に、高い安全性をもって幅広い世代が運動に取り組めるようにと改良するということでもあります、度量衡するだけだったら、町長、386万7,000円も出さなくても、専門家の都市建設課あたりをお願いしてね、測量して、こういう高低差なり出すことできるんじゃないですか。私はもったいないお金だなというふうに思いますしね、これも税金でしょ。もっとももっとやっぱり有効に使っていただければありがたいなというふうに思いますし、都市建設課だったら、さっき課長、人出が足りないからというふうなお話しもしていましたが、でも専門家ですから、測量するのはそんなに難しくなくこのぐらいの高低差の測量はできるんでないかなと。今、レベルのいいのありますからね、私でさえもできますよ。自動でできるのある、もちろん役場にあるかと思いますが、それではかつてみたんですけれどもね。ですから、やってもらうのはありがたいんですがね、やっぱり少ない予算で大きな効果を上げるということも大事なことだと思いますし、そういうふうにお考えはならなかったのかなというふうに思います。

そして、この多目的広場であります、くどいんですけれどもね、町長も教育長もご存じのように、多目的広場とはいえいろんな、ゲートボールなり、消防団の演習なりももちろんありますが、やっぱり通常はスポーツ少年団の野球が非常に土曜、日曜、祭日、あるいは夏休みとかに非常に頻繁に使っておられますよね。ましてや、各チームの招待試合、今や40チームも50チームも参加されての大会でありますから、人数からしたって物すごい人数でないですか。野球は9人ですが、9人ぴったりのところっていませんから、15人なり20人なり。そうしますと、それこそ800人、1,000人に近い方々がそこに集中して開会式などやっているのは教育長も町長もご存じかと思います。ましてや、県内外から、県外からも、岩手なり、山形なり、あるいはときには福島なり、そういう県外のチームも来ておるのご存じですよ、町長ね。ですから、やっぱりやっている各チームの監督さんなりあるいは親の会の皆さん方におかれては、やっぱりよそのチームの方々に笑われたくない、きちんとしたグラウンドで、グラウンドといいますか、野球場で試合をしたいというのが、監督なりコーチなり親の会の皆さんの願うところだと私は思いますし、ましてや高低差があり過ぎてですね、危険が伴うようなそういう場所で、多目的とはいえ実際やっているわけですから、大会をですね。ですからもっともっと早い時期にこういった整備をしてほしかったと思うんですが、町長、今回どなたかに圧力でもあったんですか、今回の補正にこいなく上げるということ、急に決まったんじゃないですかや。前回、槻田議員、6月定例議会のときに、言い方は、考え方は違うかと思いますが、整備について



は同じですよ。多目的広場を野球場にというような表現されたわけではありますが、野球場、野球をしている場所には間違いないわけですから、6月にそういった教育長の答弁あったわけでありましてけれども、今回、予算づけしていただいたのはありがたいんですが、補正でというのも何か私は個人的にもびっくりしているんですが、けがをなされた7月1日のことが大きな要因になったのかな、それとも。あるいはいろんな大きな働きがあったのか、その辺、町長いかがですか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

圧力とかそういったものはございません。そういったことでやるものではないというふうに思っていますので。

ただ、けがをされたことについては私も聞いております。そういったことがあったということもありますし、そういった面、3面、今、取っているんですが、それについても、そこにネットを張ったりしていることによって、そういったけがとか出ているわけですから、そういったことについても再度整理する必要があるということの判断の中から、今回補正ではありましたけれども、予算を組まさせていただきました。

議 長 （馬場久雄君）

大須賀 啓君。

16 番 （大須賀 啓君）

そういうことで理解はしましたが、各チームの監督あるいは親の会の皆さん方の意見を聞きますとですね、願わくば両翼70メートルのグラウンドが2面、立派にといいますか、県内外から招待試合なども数多くやっているものですから、そういったきちんとしたルールの中でできるような整備をしてもらいたいというのが監督、コーチあるいは親の会の皆さんの意見のようでありますので、ぜひそういったことも考慮して整備をしていただければありがたいというふうに思います。

それでは、次に入りますが、2要旨目でありますけれども、屋内運動場の整備ということではありますが、この屋内場の整備については答弁の中に東松島市の鷹来の森ですね、これ町長、行ったことはないですよ。去年、スポーツ少年団の全国大会があ

ったんです。私も行ってこの屋内運動場も見てきましたがね、失礼ながらそう立派ではないんですが、きちんと鉄骨で中にネットを張って、2面あるんですね、お話のとおり。ですから、これは町長、ぜひ早目にということではなくてね、こういった40メートルの80メートルっていうとすごい屋内練習場ですよ、まあ練習場というか、屋内練習場です。これは野球をするからとかという意味だけでなく、いろんな方々が日曜、祭日、もちろん平日もですが、やっぱり計画を立てて日程を定めて、天候に左右される屋外の競技でありますから、場合によっては中止なり延期なりというのが通常、私はあり得ると思うんです、現にありますからね。ですから、そういう広さの屋内運動場があればそういったことなどもクリアできるし、特に子供たちなどは、やっぱり貴重な時間を割いて練習などしているようでありまして、監督、指導者の方々も自分の子供を教えている方もおりますが、それ以上に自分の子供がいなくても、長年監督なり指導している方が今多いようでありますね。もちろん、ボランティアでやっているわけですから、本当に頭が下がる思いでありますし、野球を通して子供たちの健全な育成をしているわけでありまして、やっぱりそういうのも含め、さらには今、災害が非常に多い時期といえますか、予想以上の災害があるわけでありまして、そういったときの避難場所等々などにも利用されるんでないかと思うし、町長の答弁ですと、高校野球とか楽天とかというふうな言い方されておりますが、全くそのとおりでないと思いますが、ただ、やっぱり、町長、いいんでないですか。よその町村のとか、よそのこと気にしないで、日本一の、こいつつくったら日本一でないですか。どこにもない屋内運動場と言われるんじゃないでしょうか。出生率や人口伸び率は国内でも優秀であるので、知名度はそういう意味では大和町、恵まれているわけでありまして、何か町長ひとつ、よその県にない、よそにないものを、日本一の、こういったことで日本一になるのも私は決して間違いではないと思うんですが、町長、もう一度この件について、屋内練習場。何かの予算づけを、国なり県の予算も含めて私はあると思うんであります。そこまで私も調べてはいないんでありますが、この40メートル掛ける80メートルの屋内運動場2棟作ればね、これは物すごい私は大和町の宣伝といえますか、知名度のアップにもつながるし、どこにもないんでないかなというふうに思います。あえて私は松島にある24.5メートルの85メートルでなくて40メートルの80メートル、そうすれば日本一の屋内運動場とこう言えるんじゃないかと思って、あえてこの面積にさせていただきましたので、町長の答弁をもう一度お願いします。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

施設については、そういった施設があるということについては確かに子供たちのスポーツ等々やるに当たってですね、あったら大変いいことだというふうに思っております。そういったことをつくって、大和町の知名度といいますか、そういうのをアップということも1つの方法かもしれません。考え方としてそういうこともあると思いますが、現段階、先ほども言いましたけれども、大和町の施設、この中央広場も、中央広場といいますか、ここもそうなんです、そういった状況になってきておまして、テニスコートにも今お金をかけながら、補助金はもらっていますけれどもね、やっているところでございます。そういった維持管理というよりもその辺の改修といいますか、そういったことにつきましても、陸上競技場等につきましても、担当のほうからはいろいろお話があるところでございますので、まず、先ほども言った答えと重複するようになりますけれども、そういった改修とか、そういったものにまずやって、1つのレベル維持した中で次の段階、そういったことも、いろいろほかの構想もいろいろある、構想といいますか、いろんなことがあるというふうに思いますけれども、そういったことも考えていければというふうに思っております。

議 長 （馬場久雄君）

大須賀 啓君。

16 番 （大須賀 啓君）

優先順位もあって、次に考えるということでもありますから終わりにしたいと思いますが、町長、あそこの多目的広場周辺には町有地、国有地、たくさんありますから、土地の問題はないかと思っておりますので、ぜひお話ありましたように、前向きに検討していただきたいと思っております。

次に、ダイナヒルズ公園野球場であります、町長、知っているとおおり、この野球場すばらしい場所にあるんじゃないですか。工場団地のど真ん中で。もったいなくないですか。ですから、確かにお話のとおり、ファウルボールがグラウンド隣接の町道走行中の乗用車に当たり破損したという事故ありましたね。確かにありました。ただやっぱり、こういった硬式のグラウンドでも仙台あたり見ても、高校のグラウンドなり、あるいは硬式のグラウンドが公道に沿っているグラウンドなどもないわけではご

ざいませんし、お金をかけてネットさえあれば、町長、それはクリアできるんじゃないですか。そして、そのことによって企業の皆さんからも評価されると私は思うんでありますがね、やっぱり日本を代表する企業がああ工業団地にも来ているわけでしょ。そして本当に何度も言うんです。すばらしい場所に野球場があるわけでありますから、私は多少お金がかかっても、硬式野球ができなくとも軟式の県大会なり、やっぱり何ていいですか、中学校の、中学校はやっているんですね、県大会はしないかと思いますが、県大会ぐらいはやれるようにしていただきたい。ましてや、大和町は宮城県のへそといわれる真ん中にあるわけですし、大和インターもあるわけですし、交通の便は最高でありますよ。加美町の宮崎にですか、陶芸の里に野球場ありますが、私も何度か行ってはいますけれども、雨降っても水たまりませんよ、ナイター設備もありますし、硬式野球もちろんできますがね。ただ、ここから25キロありますね、キロ数で二十五、六キロあります。ですから、工業団地にある野球場はすばらしい場所にありますし、もう少し多くの皆さん方が利活用できるように。ましてやトヨタ東日本自動車の野球部がすばらしいチームでですね、東北大会なり全国大会に行っているんですよ、今。そういうことも含めてですね、やっぱりお金はかかるかと思えます。そして、審判の皆さんから言われることは、審判の方々が休むところない。雨降ってもしのぐところがないんですよ。一気に、町長、しなくても、少なくともそういったことからやっぱり整備をしていただきたい。かえって野球場あって変に悪口になったり批判されたりしているような状況でもありますよ。もう少し、町長、本当に私はいい場所にね、すばらしい野球場があるわけですから。そして企業の方々がやっぱりあそこに企業立地されているわけでありますので、なおさらに私は感じるわけでありますが、町長どうですか。整備の見直しですね、要するに。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ダイナヒルズ公園につきましては、ご質問では硬式の野球ができる球場ということでございました。したがいまして、硬式につきましては先ほど申しましたとおり、そういった状況がございます。私、詳しくは、専門家ではないのですが、硬式の場合のネットというものにつきましては、立てればということで、何ぼ高くてもということなんでしょうけれども、一定のものが必要だということで、道路際等では硬式につい

てはなかなか厳しいのではないかと、厳しいのではないかというか、そういった可能性があるということでしたので、お答えをしたところでございます。

利用についてですね、私もいろいろ、硬式ということではなくて、お話あったとおりのベンチの問題とか、審判の問題とかというのにつきましては、私も話は聞いておるところでございます。そういったものにつきましては、硬式とはまた別な観点から見た中で、子供さんの休むベンチといいますか、そういったことについてとかいろいろあるようでございますので、そういったものは今後いろいろ考えていけないかというふうに思っております。

議 長 （馬場久雄君）

大須賀 啓君。

16 番 （大須賀 啓君）

硬式野球のできる球場へということではありますが、何か前に楽天との連携といいますか、お話があって、楽天で整備をしたかったのか、したいのか、あるいは貸してほしいというのか、大衡の西部球場そうですね、楽天球場になっていますね。ですから、どういう形でも、やっぱりできましたら立派に整備をしていただきたいと思えますし、なお、すぐに硬式の球場にならなければ、さっきもお話ししましたが、バックネット裏に本部席とか、審判が休める場所、詰める場所などぐらいは早急に確保していただければというふうに思います。

また、あそこのグラウンド、危なくてスライディングできないんだというようなお話も聞いております。スライディングするとけがをするというような。これも情けない話でありまして、スライディングは野球につきものですからね。ですから、要するに土が悪いということなんでしょうが、ですからそういうところなどもきちんと把握をしていただいて、できることから安全でけがのしないような球場に、まずはしていただきたいと思いますが、町長、いかがですか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、楽天のお話がありましたけれども、楽天につきましては、楽天のジュニアチー

ムっていうんですかね、楽天で大人、プロチームではなくて、その傘下のシニアのチームなんですか、そういった方々があそこで硬式の練習をやりたいというお話がございました。そのときに楽天の関係者の方々が一緒に来られまして、そういうことで今は硬式はできないんだというお話をしたときに、それでは楽天のほうで整備も考えてみましょうというお話まであったんです。それで、いろいろ詰めていったんですが、結果的にはやっぱりできないと、あそこでは。我々が言ったのではなくて楽天のほうの判断であそこは使わないということになった経緯がございました。

それで、そのほかの整備についてでございます。先ほど言いました、そういった全体のいろいろな環境整備等につきましては、今後いろいろ考えていける部分があるというふうに思っていますが、硬式ということではなく、硬式についてはまだこっちに置いてではないのかもしれませんが、そういった環境整備につきましては、いろいろ先ほども言いました維持管理ということもございます中で、さっきのグラウンド、スライディングの問題とか、そういったものもありますけれども、そういった維持管理とかそういった中で考えていければというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

大須賀 啓君。

16 番 （大須賀 啓君）

それでは、前向きに考えてもらえたようでありますから、次に進みます。

2件目、大和町在住の高校生以下の者及び65歳以上の人たちが体育施設を利用した場合の利用料金の無料化について。

今般、スポーツ少年団の財政難や日ごろの子供への教育費に要する費用が高く、スポーツ離れをする家庭もいる。大人の都合でなく、どの家庭の子供も平等にスポーツを楽しめる、また、年々高齢化が進む中で町の福祉施設に要する予算も多額とは存じているが、65歳以上の人たちであればいつでも誰でも気軽に身体を動かせる環境を求めるものであります。健全な体には健康な心が宿るとよく言われます。大和町在住の高校生以下の者及び65歳以上の人たちに対し、町内の体育施設の利用を無料化にすることにより、将来展望に立った場合、「スポーツ推進の町・大和町」「健康長寿のまち・大和町」となり、健全で健康な財政運営とシティープロモーションの一翼を担うものでないかと、このことについて町長に所見を伺います。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

体育施設についてでございますが、町内の一般開放をしています体育施設は、総合運動公園、ダイナヒルズ運動公園、武道館、体育センター、教育ふれあいセンター、レクリエーション広場及び各小中学校がございます。これらの施設のうち、レクリエーション広場につきましては、どなたでも無料で使っていただけることとしており、その他の施設につきましては、それぞれ条例で定めました使用料が必要となります。ただし、スポーツ少年団や老人クラブ等の団体に使用する場合は、総合運動公園とダイナヒルズ公園以外の施設では減免措置により無料となり、総合運動公園とダイナヒルズ運動公園でも大会等で町または教育委員会が共催する場合等は同じく無料となっております。また、総合運動公園を一般開放日に個人で使用する場合につきましては、小中高生は1人1回50円、一般学生100円でメインアリーナやトレーニング教室などを使っていただけます。この金額は仙台管内の市町村と比較してもほぼ同額なわけでありまして、平日の日中の利用者は半数以上がおおむね65歳以上の方であると思われております。このように、町内の体育施設は幅広い年代の方々が無料あるいは少ない負担で気軽に使用していただけるものとなっております。

地方公共団体の提供するサービスは、広く住民の皆様から徴収した税金により賄うのが原則ですが、サービスにより利益を受ける方が特定されるものにつきましては、全て税金で賄うとサービスを受けるものと受けないものとの不公平が生じることから、サービスにより利益を受ける特定の方に受益の範囲内で使用料を負担していただくことを基本的な考えとしてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

大須賀 啓君。

16 番 (大須賀 啓君)

町長の回答、私は個人的には大変理解をしますし、当然だろうというふうにも思いますが、人のせいにするわけではございませんが、やっぱりこれもスポーツ少年団や子供たち、あるいは親の話を聞きますと、特に総合体育館多目的広場などで使用して

いる方の声が多いのかなというふうにも思いますが、やっぱり、まあこんなこと言う  
と失礼ですが、大したお金でないんですけども、やっぱりさっきもお話しましたよ  
うに、監督なり指導者の方々は長年ボランティアでやっておりますし、やっぱりその  
指導者、監督の方々が親に、多分親から言われるお話の1つでもあるんでないかと私  
は思います。監督の声でなくて、やっぱり子供たちの親、父兄から言われる声が、無  
料化のお話が本当に私は言われます。私だけでないかと思えますけれどもね、議員さ  
んたちも言われているんだろうと思います。ですから、今回の無料化、あとは65歳以  
上の方々、年寄りの方々はお金もあると、こう言われますが、ただやっぱり農家の  
方々なり昔の方々、昔の方々という私ももう間もなく70であります、厚生年金は  
結構小遣いに不自由なくもらえるんだろうと思います。国民年金は、通常40年掛けた  
方で6万5,000円弱でしょ。6万5,000円ぐらいになるんですか。6万5,000円弱だね、  
ちょっとね。ですから、40年掛けた方は6万5,000円弱であります、そうでない方  
は4万円なり5万円なり、あるいはもっと少ない方もいるんでないかと、そういう  
方々もいるんですよ、町長。ですから、子供たちと同様に無料化、さらには無料化に  
することによって、やっぱりそういったスポーツなり、いろんな大会に参加する方も  
多くなってくるんでないかと思えますね。多少であるんでしょうけれども、そういっ  
たのにこだわっている方も実際にいるようでありますしですね、ですから、無料化に  
することによって参加して、そして健康で長生きしていただければ治療費の負担も少  
なくなるんでないですか、町長ね。そこにもつながって、私は行くんでないかと、こ  
のようにも思いますので、町長の答弁、私は個人的には理解できますし当然だところ  
思うんであります、そういったお話をしている方も、たくさんとはいませんがおり  
ますので、前向きに検討していただきたいのと、そして、町長、これ、第四次総合  
計画の表紙、私はすごいと思いますよ。すごい表紙だと、この表紙。子供や高齢者に  
やさしい安心な町、自然豊かで人と産業が元気な町、安全で快適な生活のある便利な  
町、そして宮城の中核として大和、活力と笑顔に満ちた町を目指して。すごいんじや  
ないですか、町長、これ。町長、すごいと思うでしょ。こういった表現をしているわ  
けですからね。そして、すばらしいことに不交付団体。私はすばらしいと思いますよ。  
ただ、不交付団体、聞いたり言われたりするとは、言葉悪いんであります、やる  
ことやらないで不交付団体、こう、数人の方からは言われました。やることやんない  
ってどういうことなんだべと。いろんな地域の要望なり、いろんな、一番は私は個人  
的には道路のこと言われますがね。道路のことは言われます。だからやっぱりいろん  
な思いでいる住民がおります。そういったことも含めて、町長、誇りと愛着を持って



住み続けられる町とは、町長、どのような町だとお考えですか。それから、やっぱり、町長、自信持ってどこにも負けないこれだけはこの何を何か持っていますか。お聞かせいただきたいと思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

誇りと愛着を持ってということですが、それにつきましては大和町を愛して、そして大和町がいい町だということをみんなで思ってもらって、そしてこれからも住んでいきたいというような気持ちを一人一人持ってもらうというまりづくりを今も目指しているわけですが、そういったことが誇りと愛着を持って、まあ、それだけではないんですけども、そういったことがまず1つ言えると思います。

また自信が、町のよさといいますか、それにつきましては、これまでの町、六十何年の歴史があるわけですが、皆さんの大変なご協力の中でこれだけ素晴らしい町にしっかり成長してきたということ、このことは大いに自慢できる、自信のものだというふうに思っております。ただ、このことであぐらをかいて、このままではいけないというのは当然でありますし、この辺につきましては、議員の皆様方あるいは町民の皆様方のご協力をいただきながら、さらにさっき言ったフレーズといいますか、ああいったものを、より高いところを目指していくということが大切だというふうに思っております、そういったことに一致団結していけるということがこの町の誇りだというふうに思っております。

議 長 （馬場久雄君）

大須賀 啓君。

16 番 （大須賀 啓君）

町長、いい言葉ですね。町を愛して、私も好きな町です。愛してはいませんが。町長、そういう意味も含めて、話戻りますが、高校生以下、65歳以上の無料化には条例改正などもあるかと思いますが、やっぱり素晴らしい町になっているわけですから、不交付団体で、ですから、町民が肌で感じる、目で感じる、そういったやっぱりことにつながなくてはならないんじゃないかと思えますね。それは、まあ、いろんなやり方

あるかと思えますし、優先順位もあるかと思えますが、やっぱり大事なことは住民が感じる、住んでいる人が感じる町のよさ、まちづくり、それが私は大事である。もちろん、やっておられるんでしょうけれども、やっぱりまだまだ町民に伝わっていない、町民が感じない、肌で感じないと私は感じております。ですから、人にやさしい、もちろんであります、やっぱり住んでいる住民が肌で感じるような行政運営も私は大事であろうというふうに思います。町長、その辺どうですか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

肌で感じる、実感できるということだというふうに思います。そういったことができるように今、最大限の努力をしていくということ、やっているということでございます。不交付団体ということになったことはすばらしいことでございますけれども、このことにつきましては、不交付団体というものにつきましては、皆さんご承知のとおり、言ってみれば国からのお金を、交付税がない部分を皆さんのお力で税金が賄えて、1つの標準の部分ができるような状況になったということですね。ここから、この標準の部分を今回オーバーした分は2,500万でございます。この部分をどんどんふやすことによって、今度そういった自由の、自由なという言い方おかしいですけれども、さらなる町の独自の展開ができると。そのほかの事業は当然補助金とかそういったものももらいながら当然やるわけでございますが、そういった考え方でございますので、不交付団体、何もしないからなったのかというご意見があるということではございますけれども、そういったご意見といたしますか、そういったお考えの方もいるということでもありますので、それはそれとして受けとめさせてもらいたいという意味をもっております。そういったものを実現するべく、実感できるような町といえますか、そういったものを今もやっておりますけれども、さらに今後皆さんご協力をいただきながら進めてまいりたいというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

大須賀 啓君。

16 番 （大須賀 啓君）

最後になりますが、町長も町を愛している、大和町に愛されて育っているんだという子供たちの思い、その子供たちが実感できるような、あるいは実感湧くような施策をぜひやっていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、いろいろ前向きにご検討をいただきまして、今まで以上のすばらしい町になることを期待して、私からの質問を終わります。

議 長 (馬場久雄君)

以上で、大須賀 啓君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

再開は午後 1 時からといたします。

午前 1 1 時 4 9 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

14番高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

それでは、質問をさせていただきます。

1 件目に、経営資源の有効活用についてということでお尋ねをします。

本町で4月からスタートしたコンビニ・クレジット収納のこれまでの実績と評価をお尋ねします。

さきの議会では、それだけ、収納だけにとどめては不十分ですと申し上げました。納税証明、印鑑証明、住民票、戸籍証明など各種証明書をコンビニで取得できるよう、いわゆるコンビニ交付システム導入を提言させていただきました。検討すべき課題を問うた際に、1つとして、費用対効果を申され、2つ目に、マイナンバーカードの普及率向上を挙げられました。その調査研究を進めたいとお考えを伺ったわけですが、この半年間の成果をお尋ねをしたいと思います。

窓口事務の繁忙回避は、経営資源である人材と時間をほかの業務に有効活用できると思います。補助金の交付期限を見据えたこのコンビニ交付の実施を決断をいただき、

早速導入計画の策定を担当のほうに指示なさるべきではないかということでお尋ねをします。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいまのご質問でございますけれども、4月からスタートしましたコンビニ・クレジット収納のこれまでの実績でございます。まず、コンビニ収納分では、7月末現在で町税等及び保育料、水道料金を合わせまして1万7,055件、金額で1億9,056万4,656円の収納となっております。また、クレジット収納につきましては、税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納で7月末現在293件、533万700円の収納となっております。町税等におきましては、当初の見込み件数を全体の20%と見込んでおりましたが、7月末時点ですでに17%を超えておまして、最終的には30%ぐらいになる見込みであり、24時間利用が可能なコンビニ納付が多く納税者に利用されている状況にあります。また、今まで銀行等の営業時間内に行けなかった方々に多く利用されているものと推測しております。納付方法の多様化は、徴収率向上にもつながるものと考えております。

次に、各種証明書のコンビニ交付システム導入についてであります。費用対効果につきましては現在県内35市町村のうち、コンビニ交付を交付しているのは仙台市を含め12市町、10市2町であり、導入済み市町に調査したところ、平成29年度12カ月実施ですね、29年度コンビニ交付の利用実績、これは9市町でございますが、窓口交付に対して平均1.8%となっております。また、1年間でかかる維持費の負担金、J-I-S、保守料、発行負担金をコンビニ交付数で除しますと、証明書1通当たりの最低の大崎市で1,179円から最高の南三陸町におきましては6万7,868円で、平均で1万6,870円と高額でありまして、費用対効果としましては数字的には厳しい状況になっているものと思われま。

続いて、マイナンバーカードの普及率向上についてであります。県内におけますマイナンバーカードの交付率につきましては7月末現在県内平均10.9%、大和町におきましては9.4%となっております。大和町での7月末現在の交付件数は2,702件となっております。既に各種証明書のコンビニ交付を実施している市町においても、マイナンバーカードの交付率は低迷している状況であります。このような状況から、今後

は広報等を活用し、マイナンバーカードの交付率向上に努め、コンビニ交付導入の際の利用率の向上につながればと考えております。なお、コンビニ交付の導入に当たりましては、特別交付税により財源充当されますが、交付対象となりますのが平成31年度までとなっております。コンビニ交付の導入にかかわるシステム改修費用につきまして、本町は住民基本台帳システムと戸籍システムが別システムであることから、システムの連携が必要となるため、現在2社のシステム会社と経費やシステム構築の調整を行っております。特別交付税措置後は町の町単費負担となりますので、費用対効果等も含め、引き続き導入に対する検討を行ってまいります。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

それでは、順次再質問をさせていただきます。

これは、今ご説明いただきましたが、導入してよかったと、効果はあったという考え方に立ってよろしいのでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

収納についてのことしかやっていないわけですが、これにつきましては、先ほど申しました、当初20%を全体で見込んでおりましたが、もう17%ということでございますので、これの効果は現在あるというふうに思っております。

議 長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

これは、行政として住民の方々にわかりやすい公共サービスの新たな提供ということで支持を受けているのではないかというふうに思います。いろいろお役所というと

手続が煩雑だとか、時間的な制限もあって面倒くさいというようなことも一部にあつてですね、それが今回の措置をしていただいたことによって、住民の人たちにより広くサービスを提供することができたということが住民から評価を受けたというふうに思います。そこでなんですが、杜の丘出張所では、これまでは窓口で収納をされておりましたよね。その昨年のこの数字と7月までの数字ですか、その窓口での受け付け状況、これは税もありますから、あるいは水道料金も含まれておりますので、それぞれの担当課でも結構ですから、実質的な数字を教えてくださいのは、ぜひわかれば教えていただきたいですが、わからない場合はその窓口の感覚としてどういう状況かというのを教えていただければというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それぞれの収納場所での感想といますか、だと思います。それぞれの担当課長のほうからお答えをさせます。

議 長 （馬場久雄君）

税務課長千葉喜一君。

税務課長 （千葉喜一君）

それでは、高平議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

杜の丘出張所の取り扱い分ということでございますので、杜の丘出張所では、税、そして水道料とも全て対応していただいているところではございますけれども、7月末現在で税、水道料等含めて前年度と比較しまして、件数では4月から7月までのトータルで1,769件の件数の減で、取り扱い金額にしますと2,382万1,136円という報告を杜の丘の出張所のほうからいただいております。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

上下水道課長熊谷 実君。

上下水道課長 （熊谷 実君）

杜の丘での取り扱い、下水道費ですか、それとも……（「今そういうふうに聞きましたけれども、この本庁あるいはこちらの窓口」の声あり）はい。水道事業所での水道料金それから下水道使用料等の取り扱いでございます。4月以降でございますと、平均で大体10件で金額は8万から10万、それで最低で大体3件くらいのお客さんお見えになりまして1万を超える金額、最高ですとその40件の件数で50万を超える金額になるということもありますが、水道料金の場合、加入金自体が1件当たり13ミリで16万2,000円となりますので、加入金があった場合はその金額がどうしても大きくなってしまふというふうなことがあります。ただ、4月、29年度から比べますと窓口での取り扱い件数、大分減っているのかなということ、監査委員さんにも見てもらっていますけれども、私どものほうでは毎日の取り扱い金額を日報という形で報告しているものがございますので、それから見ると4月、コンビニを利用するようになってから窓口での取り扱い件数が減っているのかなというふうなことで感じております。済みません、ちゃんとした状況持ってこなかったものですから、正式な金額ちょっと申し上げられませんが、概略的にそういう感じということでお話しさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長（内海義春君）

保育料の取り扱いの件でございます。ほとんど、納付対象者が68人、要は今まで銀行等で納めていただいた対象者が平成30年度は68名でございました。そのうち、コンビニ収納でございますが、7月末現在で185件、そして490万ぐらいでございまして、全体的には納付いただいたのは銀行というよりもむしろコンビニが約、ほとんどというふうに捉えております。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

あと、いいですか。高平聡雄君。

14番（高平聡雄君）

それでは、続いてなんですが、会計課窓口での取り扱いについて、昨年と今年度の

状況について、もしわかればお伝えをいただきたいんですが。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
その件につきましても、会計課長からご報告を申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）  
会計管理者兼会計課長三浦伸博君。

会計管理者兼会計課長 （三浦伸博君）

それでは、ただいまの高平議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

会計課窓口でございます。平成29年ですけれども、件数的には1万5,888件、30年度におきましては1万2,386件ということで、30年度の金額につきましては1億7,975万7,598円を取り扱っております。29年度につきましては2億676万4,444円ということで、2,700万6,846円の減の取り扱いとなっておりますのでございます。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）  
高平聡雄君。

14 番 （高平聡雄君）

今、状況をお聞かせいただきました。これは総括して事前に町長のほうからご報告いただいたのを裏づけるデータだというふうに理解します。要するに、このことがコンビニ並びにクレジット収納が効果を示しているという、3カ月か4カ月の数字ですけれどもね、状況なのだというふうに私自身も理解をさせていただきました。

先ほど、子育て支援課長から銀行振り込みの分がほぼ置きかわったのではないかという見通しのお話がありました。この銀行振り込みについて、私も一納税者あるいは収納料払う立場として比較するとですね、銀行の窓口に行って払う場合には、誰の分の公共料金かということを書き住所を書いて申し込み用紙というのを改めて書かないんですね。その上で順番を待って窓口で精算という手続になるわけです。こ



のコンビニというのは、システムを組んでいただいたから私が申し上げるまでもなくて、そのカップとクレジットカード、あるいはカップと現金をそのまま店員さんにお渡することで結果として終結するというので、どちらが便利かというのはもう今のことだけでもね、それ以外に時間的な取り扱いの違いとか、そういうことも含めて、相当そちらのほうに誘導されたのではないかなというふうに思います。そういうことから、具体的にこのコンビニあるいはクレジットの収納というのが大きな効果を上げたのではないかなというふうに思いますが、もう一度、町長は今の実質を聞いた上でどのようにお感じになられているでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おっしゃるとおり、その利便性といいますかね、そういったものにつきましては気軽に、気軽にという言い方がいいのかどうかあれですが、やりやすいということ、時間的制約とかそういったものにつきましても事務の時間帯の中でといいますかね、やれるということでもありますので、そういった成果といいますか、そういったよさが皆さんご存じであるというふうに思いますが、そういったことがこの利用の数につながってきているというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

導入していただいてですね、その効果を実感できるというのはこれはここにいる全員が喜ばしいことなのではないかと。これが順調に推移することを切に願います。

次に、コンビニの交付についてなんですが、以前、町長とこのことについてお話しをさせていただいた際にですね、導入に対する費用対効果だとか、そのベースとなるマイナンバーカードの普及が課題になってくるから、それを検討していくというお話しだったわけです。今回、それに対してお答えをいただいたものが、費用対効果としては平均で1万6,870円、1交付単価としてこういう金がかかって、それは費用対設備投資だと思うんですが、大変厳しい状況だというような検討されたというふうに受

け取るんですが、費用対効果というのはそういう1枚割の単価で検討するものなのでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
費用対効果というのはいろんなことがあるというふうに思っています。先ほど厳しい状況と申しましたが、ちょっとここに入っていないんですが、数字としてはということをおっしゃったと思うんです。それで、これだけではなくてですね、費用対効果というのは人の問題とか何とかというのがありますから、この数字を見た場合には厳しいということで申し上げたところで、ここ、ちょっと文章が抜けていましたので、その辺よろしくをお願いします。

議 長 (馬場久雄君)  
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)  
安心しました。しかしですね、私、今回の質問にさせていただいているのは経営資源の有効活用ということで、今、町長申された人材のこと、あるいはそれに係る時間ですね、そういったものをあわせて当然費用対効果というふうになるんだろうと思いますが、それについての検証というのはなされたんでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
実際にどういった、例えば1通発行するのにどういった時間がかかってというところの検証まではちょっといっていないのが現状です。これも数字だけの話になりますけれども、現在1.8という窓口に来る、窓口じゃない、見聞きしてですね、というふうなところの数字的なものでしか見ておりませんが、そういったところでの今の現在であります。

議 長 (馬場久雄君)  
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

この各種証明書交付については、ここでいう現在やっているのが窓口交付ということだけではなくて、郵送請求だと、郵便請求ですか、あるいは一部の取り扱いについては他の自治体からでも現在でも条件が合えば取得できるという、これは住基カードの利用が前提のようですけれども、そういった現在の件数について、窓口以外の今言ったその請求の制度について、この際お聞かせをいただいていいでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)  
窓口以外って言ったな。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

制度についてというのは、窓口以外にどういった請求があつてということのお話し……（「実数がわかれば」の声あり）実数。実数はちょっと今、顔見合わせたらないと言っていましたので後ほど。件数はつかんでおると思いますけれども、ここに持ってきていないです、済みません。

議 長 (馬場久雄君)  
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

税務課の資料についても同じくあるんですよ。そのことについても同じく、そっちと同じですかね。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

その数字につきましては、課長からお答えいたします。

議 長 (馬場久雄君)

税務課長千葉喜一君。

税務課長 (千葉喜一君)

それでは、税証明の発行状況でございます。

29年度の実績につきましては、主要な施策の成果に関する説明書の44ページのほうにも掲載させていただいておりますけれども、税務課で発行しております証明書については、所得証明、納税証明、非課税証明、資産証明、課税証明、そして登記等に使う価格決定通知書であったり、そういった証明書になるんですけれども、29年度の実績につきましては7,779件、税務の証明として発行しております。そのうち、窓口証明以外ということになりますと、郵送で依頼がされるケースがあるんですけれども、その29年度の実績のうち郵送による申請依頼があったのが件数で343件が郵送による証明の依頼ということでございます。税については1月1日が課税基準日になるものですから、それ以降に町外に転出された方については、直接窓口で証明取りに来られない場合は、まだコンビニで交付できていないものですから、どうしても窓口で証明取りに来られない方については郵送による証明の交付をさせていただいているという状況になっております。よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)

343件ということで、税関係だけですね。これ、多分データとしてあると思うんで、後でまた教えてほしいとは思いますが、私が想像するには相当数あると思います、郵便請求だけでもね。それはどういう手続になるかということ、今言ったように町外、要するに近くにいない人、あるいはどうしても来れないという理由のある人が請求する方法で、聞くところによると、電話か何かで照会があって、申請書類を記入して、その電話でのやり取りをして、その上で書類を送る際には必要手数料だとか、そういったものを、封筒に現金入れるわけにいかないの、郵便局で小為替とか何とかというお金にかわるものにかえて、それを同封して窓口で送付して、返信用封筒もつけてやるからそれに問題がないか、間違いがないかということを確認した上で発行して、そ

れに入れて返すというような手続だというふうに聞いておりますが、今言ったことで正しいか、正しくないか、教えてください。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
手続の内容でございますので、課長のほうからお答えさせます。

議 長 （馬場久雄君）  
町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

今の高平議員さんの言われたとおりなんですけれども、現金で扱えないので郵便局に行ってその分の小為替ということで買っていただくような形になります。戸籍がほぼなんですけれども、現行で今の現状の戸籍であれば450円、改正とか除籍になった分については750円ということで、それぞれのこちらでデータ調べまして幾らですというのをお答えいたしまして、郵送していただいて返信用封筒もそれぞれもらうような形になっています。システムでその人が本当に取れるのかどうかというのも必要に応じてはつけていただく場合もあるということでございます。

以上です。

議 長 （馬場久雄君）  
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

今の一連のことを聞いていただいて、町長、これ仮にコンビニ交付的なものが始まる、仮に導入を決断した場合には、今言ったようなケースは私はほぼなくなるんじゃないかなというふうに思うんですが、前段の収納の状況なんかも見ても、手続的にそう難しいものでもないですし、いかが、今のお話しと比較してお考えになるでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
確かに小為替とかそういったことの手間が省けるというふうに思っておりますが、そういったものの発行について詳しくはちょっと、そのほかの手続もあるかもしれませんので、担当課長からちょっと説明します。

議 長 (馬場久雄君)  
町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 (村田良昭君)  
高平議員さんの今のご質問にちょっとお答えさせていただくんですけども、今、コンビニ交付できるのは現在の戸籍だけで、除票になったり改正なつたやつはコンビニ交付では取れないような状況になっております。済みません。今現在ですね、窓口で戸籍証明出しているのが、有料の分は5,704件なんですけれども、そのうち原戸籍とかの分で314万円ほど、その手数料いただくような形になっているんですけども、そのうち150万円ほどが改正とか除籍の分を取っているということがあるんです。そうすると、一連の相続関係とかになると、現在の戸籍だけでは取れなくて、その除籍簿とかはコンビニ交付はできないという今現状になっておる状況でございます。

議 長 (馬場久雄君)  
高平聡雄君。

1 4 番 (高平聡雄君)  
できない部分の説明ありがとうございました。それ以外の部分のほうが多いということも今の話の中で手数料からも想定できるのではないかなというふうに思います。できないものはこれはしょうがないので、それに従うしかないということでもありますので、それは当たり前なのではないかなと。

いずれにつけても、先ほどの収納でお話しをいただいたように実数として窓口での取り扱いが減ったということは、それにかかわる職員の人たちの手間が現実減っているという、それにかかった時間も減っているという、これが費用対効果の大きなと

ころなのではないかなというふうに思います。ですから、こういう数的にいえばというようなところでだけの仮に検討ではなくてね、十分に利便性だとかサービスのあり方だとか、そういったものを検討していく上で、いってみれば、できないことを前提ではなくて、ちゃんとしっかり正面から、そして多面的にその効果を検討していただきたいと思います。今まではしてこなかったということですが、今後そういう検討をしていただけるでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
そのとおりといいますか、先ほど申しました数字的に厳しいという数字のお示しはいたしました。その費用対効果というのはそういったこともありますので、そういったいろんな方向からということについては、当然検討していかなければいけないんだというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）  
高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）  
ぜひ、その点をフェアに見ていただいて検討を進めていただきたいと思います。  
続いて、もう一つの課題であったマイナンバーカードの普及、これが低迷しているというお話なんですけど、これまで、この答弁の中では今後は広報を通じてというようなお話があったんですけど、これまでもマイナンバーカードは導入されてから何年かも既にたっております。これまでの取り組みをお尋ねすると、ことしの、この後の決算で報告されると思いますが、3月の議会の際に補正ということでコンビニ交付の補助金が100万を超える単位、金額で減額されて国庫補助への返納をされております。なぜこういう状況になっているのでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

マイナンバーカードにつきましては、これまでも、要するに、広報とかそういった形の中、あるいは国からきたチラシとか、そういった中でのPRということで進めてきておるわけで、町独自というのはなかなか、広報はもちろん独自になりますけれどもね、そういう状況です。それから、その補正については、ちょっと担当課長から説明します。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

今、高平議員さんの質問なんですけれども、明許繰越ということで290万ほどやったはずなんですけれども、それというのは、減額というを、そのときに国のほうから100%の人がマイナンバーカードを持つということで1回交付されるということ、補助よこされました。それに対して、今回明繰ということで28年度が29年度になって約300万弱の金額を明許繰越しまして、その分を全部精査しまして、この間補正で200万ほど落とさせていただいたという経緯でございます。国から明許繰越を必ずしてくださいという指示があって、精査をしないで、国ではそれでマイナンバーカードを住民の人が全員持つという前提で予算を交付していただいたようだと聞いております。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

14 番 （高平聡雄君）

数字に倍の返りがありますから、これもう一度調べてください。減額で100万、110万かな、なっていますから。今言ったように100%持たせるための予算をつけているけれども、それがかなわなくて差額を返納したという理解ですね。これをこのままの状態、今回の回答書にもありますけれども、導入に向けても、その広報等を通じてというような同じ手法で、これまでできなかったことがこれからできるんでしょうか、町長。

議 長 （馬場久雄君）



町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

広報でというのは一般的な方法でありますので、どういう方法があるのかということとでいろいろ考えるところがございますが、啓発旗を立ててとか何とかとよく言われるわけですけれども、このことについて大和町だけの課題ではないところもあり、課題がないといいますかね、この広がりについてですね、こういったものについては、今回、本当にいろんな人の意見も聞きながらということになりますけれども、お互いにどういったことがあるのか、本当に国のほうもだというふうに思います。その効果をまた国としてもPRするとかですね、そういったことを全体でやっていかないと、なかなか今の状況ですと、将来的には役に立つもの、将来的というかな、でしょうけれども、現状でといったときになかなかそんな必要性を感じないといったら語弊あるかもしれませんが、そういった状況がありますので、そういったことについて町もしっかりやらなきゃいけないですけども、そういった国のほうのPRといいますかね、そういったのもやってもらえれば大変ありがたいのかなというふうには思っております。なお、町としての工夫につきましては、本当にどうやったらいいのか皆さんからもいいあれがあったら教えていただきたいと思いますので、いろいろ工夫してまいるというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

14 番 （高平聡雄君）

じゃあ、アイデアの1つを後でお開きをしたいと思います。

町長は県あるいは国の出先、あるいは国直接、さまざまな形で要望だとか、いろんな会合だとかでお出かけになる機会がたくさんおありになるだろうと思います。中央官庁等出入りするときに、多分レールがあって、そこで出入りのチェックされていると思います。町長ご自身はどういう形で入館されるんですか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

事前に連絡をしておきまして、そしてそういった入っていく形になります。そのときにそのときにということもあるのですが、我々行く場合には大体の場合ですね、事前に連絡をとって、そしてこの時間帯に行くということで担当の方と連絡を取ってという形で入館をしておりますが、当然、カードといいますか、そういったものをいただきながらやっておるところでございます。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

今お話しいただいたとおり、ゲストカードか何かという形で首から下げるような物、ピッとこう押して入るんですよ。これ、国のほうは、前回もお話しさせていただいたけれども、今マイナンバーカードを利用して、それと磁気カードをあわせたやつで職員の方々は入退勤をするんです。近くでは、県庁の向かいに国の合同庁舎ありますよね、あそこも同じシステムです。国の出先ですから。ですから、どういうシステムになっているか確認されたければそこで、お伺いした際に聞いていただければというふうに思います。

そこで、前回の話と重複しますが、町の入館証については、ここが建ったときからですからもう8年超で経過しております。そのときのシステムそのままですのでね、そろそろ電子ですから、もう職員の入替えも毎年次されているんですが、システムの更新をしたという話は一切聞いておりませんのでね、ブラッシュアップをしなきゃいけないという時期ですから、どうせそういうことをするのであれば、今のシステムも検討していただきたいですし、それは何かというと、それぞれここにお座りで現在お持ちでない方ちょっと手を挙げてほしいんですけども、私も実は持っていない。だから使い手があれば持つんですから、そういう形で、まずは職員の方全員がそれを自分のものにするということで普及率が零コンマ零何%か上げて、町を挙げて国の施策に協力するという姿勢を見せるべきではないでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在のシステムは当初からのものがございます。そのとおり。現在のところ、不具合があったからどうのこうという問題ではないと思うんですが、機能しているところでございます。そういった改修といいますか、そういったことが考えられる場合には、そういった方法も当然対策の1つとして考えていくということは、当然考える方策の1つだというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

最後に、普及のアイデアについて私が今考えられるものをお伝えをします。今の前段の話も1つの手法ですね。町を挙げて職員を先頭に我々も含めてマイナンバーカードを持ちましょうキャンペーンをやるというのがまず1つですが、もう一つはですね、この間、2日前にこのシステムについて槻田議員が質問した際にお話しをされたわけですが、コンビニでそれが交付された場合と、あとは窓口で交付された場合もどっちにしても手数料払わなきゃいけないわけですよ。その手数料の設定、もしコンビニ交付を始めようとした場合に、槻田議員が聞いたことにお答えになっていて、3年間特攻で700万か何かのランニングコストみますよということがあるというお話ですよ。ですから、まずは一方で窓口の手数料よりも3年間限定でコンビニ交付を利用した場合に、今、例えば200円窓口、200円ぐらいかな、一番安いやつでね、それを例えば100円にしますと。ですからマイナンバーカードを持つとお得になりますよキャンペーンをそれこそ、その特攻でもらっている間を活用して始めるだとか、そういうことも考えられると思います。これ、近隣のこのごろ始めたところを見ると、コンビニに使った場合に高く取っているんですよ。窓口で例えば200円のを、コンビニで取ると300円取っているんですよ。だから、それはそれぞれの自治体で考えられる範囲の話ですから、ですから、これは町として普及に力を入れるんだというときにはキャンペーンと銘打つかどうかは別として、その有効期間を活用した取り扱いというのは自治体で判断できるということでもあります。いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

大変ありがとうございます。そういったアイデア、期間限定といいますかね、そういった中でやるということについても1ついいお考えだというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

最後の締めになりますが、その導入計画を策定して、どれぐらいの期間かかるのかお尋ねをしますが、導入計画を策定しないと期間に間に合わないんじゃないかなと心配なんです、その指示をなさるといのに、あと残された期間はどのぐらいと現段階で見込んでいらっしゃいますか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

補助事業でもありますので、その事業をせっかく入れるのならですね、そういったものを利用することが当然だというふうに思っておりますので、ケツ、ケツといえますか、後ろはその期間というのが見えているというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

私が議員になったあたりで先輩議員からよく言われたことは、答弁書の中に検討するというふうに書かれたことはやらないんだよというふうに教えられました。検討した結果、これは難しいですというふうに結論を出すための検討するという言葉なんだよという、行政用語なんだよというふうに教えられました。今回のお答えの最後に同じく検討するというふうに書かれておりますので、今、それは冗談ですけども、冗談というか、何か当時は本当にそういうふうに使われていたというふうに言われまし

たけれども、これは先ほど町長が申されたように期限が限られていることでもありますし、みすみすそのチャンスを逃すことはないと思いますし、そうなることを、この場で本来は明確にお聞かせをいただきたいんですが、先ほどの答弁はそれに向けてそれこそ検討を進めるということによろしいでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

検討という言葉が以前そう使われていたというのは私も聞いておりまして、私もそういうつもりで使っていたことがあったんですが、最近それが通用しなくなっている。ですから、検討するなら本当に検討しているのであります。そういうことで、期限が決まった中ですので、やるやらないの判断ということでございますから、そこまでの中で判断はしなければいけないと思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

時間の配分を間違っておりました。失笑が出ておりますけれども、次の質問に移ります。

株式会社大和町地域振興公社についてお尋ねをします。

ことし3月で26期を迎えたというか、終えたんですね、株式会社大和町地域振興公社は、公共施設の管理運営に大きな貢献を果たし、経常収支で1,100万円を計上しております。これは評価を、赤字ではないという意味での評価はできるかと思います。直営事業は公共施設内自動販売機手数料や地場産品販売などに限られ、町からの受託業務である七ツ森湖畔公園の管理業務や都市公園指定管理業務など、90%以上の業務を町から受託をしております。言いかえれば、行政の支出によって黒字化しているというに過ぎないわけでありまして。町は株式の75%超を持ち、代表取締役を派遣し、経営に深く関与しているが、これでよいのだろうか。町の持ち株比率を下げ、民間の力を最大限活用し、多くの出資者を募り、町振興発展を考えている経営者に託すことが必要ではないかと思ってお尋ねをいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

振興公社に関するご質問でございます。

初めに、地域振興公社につきましては、平成4年4月13日に設立総会を開催して、設立から26年が経過して、さきの6月定例会議におきまして第26期の決算の報告の説明をさせていただいたところでございます。

地域振興公社の設立の経緯といたしましては、公共公益施設の効率的な管理運営を図るため、平成3年度から検討を進め、第三セクターを設立して管理運営を行うこととしたところでございます。

公社の目的といたしましては、1つには、公共公益施設の管理運営、清掃も含むわけでございますが管理運営業務の受託。2つには、地域特産品の調査、研究、開発及び売買。3つには、スキー場開発、郵船事業、船、船ですね、その他スポーツレジャー施設に関する調査、研究、開発及び事業経営もしくは出資参加。4番目には、土産品店、食堂、休憩施設等の設置及び運営。5番目には、自動販売機によるたばこ、飲料品の販売。6番目、労働者派遣事業。7番目、全各号に付帯する一切の業務と法人登記の中で定められております。

現在、第1号の公共公益施設の管理運営業務の受託によるものが、収益の大部分を占めているものも切実の主旨に沿ったものでございます。また、自社において商品開発も行い、現在も販売しておりますが、それは収益の一部に過ぎないものであり、主たる目的を考えると民間出資者を募るより、現在の持ち株比率でと考えております。

しかしながら、目的にあります公共公益施設の管理運営業務以外の項目の事業推進により、地域振興発展を図っていく必要もございますので、ほかの株主の方の意見も聞いて、株式の課題等を整理して研究してまいります。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

高平聡雄君。

14番 (高平聡雄君)

ご答弁をいただいた中で、設立の公社の目的の中で、この決算内容、過年度にわたって見させていただいていますが、2番のスキー場開発云々、あるいは土産品、食堂、休憩施設等、あるいは6番の労働者派遣、これに当たる事業というのがちょっと見えないというか、決算上ではないんじゃないかなというふうに思うんですが、これはどうなんでしょうか、現状。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
おっしゃるとおり、現状で、この公社の目的の中でですね、実際活動していないと  
いますか、そういった事業につきましてはございます。

議 長 (馬場久雄君)  
高平聡雄君。

14番 (高平聡雄君) これは今言った26年間の中で、現実とのすり合わせというか、その中で変遷をしてきたんだろうというふうに想像できます。しかし、お答えの中には、この、今メインでやっている以外の目的もあるから、その事業推進に頑張りたいというようなことを書かれています、これはあり得ませんし、現状にあわせてこの定款も変えていくべきだろうと、少なくともね。あわせて、さっき言ったように変遷をしてきた中で本来は町の機能として与えなければならない項目というのは出てきているんだろうというふうに思うんです。それと、今言った現実にやっているものについても、現在はこれに取ってかわるような団体があるんじゃないですか。例えば、シルバー人材センターだとか、あるいは民間事業者だとか、昔はなかったけれども、現在それに対応できるような事業者というのはあるんじゃないでしょうか。いかがですか。

議 長 (馬場久雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
確かに今シルバー人材センター、他の民間もございますので、そういった事業者が

出てきていることは事実だというふうに思っております。シルバー人材センターができたときには、そういうことで公社の仕事を分けたといたら語弊がありますが、そういった形でシルバーのほうに移行したのもございますし、そういったものがございます。ですから、そういったことで、民間にもそういったものがあるということは、いろんな管理会社ありますので、できた当時とは違った環境にあってきているというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）

高平聡雄君。

1 4 番 （高平聡雄君）

シルバー人材センター、たしか一般社団ですよ。これはどんな事業でもやれるという前提での設立だと思いますし、体力、内容とも年々上がってきている部分もあるのではないかと。まだ、これを全てお任せするにはいかがかという議論は確かにあるかと思いますが。あわせて、ここで特出しておきたいのは、今、お願いをしている事業というのは、どちらかというと発展的事业ではなくて、いってみれば、その業務に特化したような、もうやらなきゃいけないというようなものだけをやっている。逆に言うと、だから安定しているということもあるのかもしれないけれども、これだけのために株式会社を保有するという意味があるのかということ。そうではなくて、未来志向で、昨日今野議員が申されたような、例えばまちづくりを検討していくような、まちづくり公社的なものに少しずつシフトしていただくかですね、事業内容を精査、精査というか検討を、スクラップするだけじゃなくて、新たなものをエッセンスとして加えていくという時期にあると思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

公社の役割ということだというふうに思いますが、本来、本来といいますか、定款にあるとおり1番目の役割については、今やっている状況。それ以外については、若干弱いところもあるということです。そういった中でありますので、その役割についての、基本的にはある程度やった段階で譲っていくというのは公社の役割ということ



もあるんだというふうに思いますので、そういった見方もできるんだろうなというふうに思います。ただ、この1,100万という利益があるんですが、これにつきましては、町から来たものがやったおのおので売り上げが上がったということではなくて、ご存じだと思いますけれども、人件費が今回2人分減ったりですね、あとそれから、それこそ自販機とか地場産品のやつとか積み上げがこういう形になっていますので、これが丸々町の利益がそのままいっているということではなくてということでは、そこはご理解いただいたと思いますが、改めて加えさせてもらいたいというふうに思っております。そういった中でありますけれども、公社の役割というものについては、どこまでやればいいのかという部分があるというふうに思いますし、そういったところのあり方につきましては、いろいろそういうの精査するといいますか、譲るところは譲って新しいものに取り組むというようなことも考える時期になっているんじゃないかというふうに思います。

議 長 （馬場久雄君）  
高平聡雄君。

14 番 （高平聡雄君）

今いる組織を直ちにかえろだとかという乱暴な議論ではなくて、今申されたようにできるものはそういうことをやっていただくところにシフトして行って、新たな課題にチャレンジすると。それが本来、公社の持つべき性格であります。今はもう、そういう機能はほぼゼロに近いというふうに断言させていただきたいというふうに思いますので、これは、町が深く関与している中で、よく検討を含めていただいて、まちづくりに貢献するような組織に見直しをかけていただきたいということを申し上げて、私の質問を終結させていただきます。

議 長 （馬場久雄君）

以上で、高平聡雄君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩の時間は15分間とし、2時15分からの再開といたします。

午後 2時00分 休 憩

午後 2時14分 再開

議長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第 3 「議案第 5 1 号 大和町暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 4 「議案第 5 2 号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

日程第 5 「議案第 5 3 号 大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例」

日程第 6 「議案第 5 4 号 平成 3 0 年度大和町一般会計補正予算」

日程第 7 「議案第 5 5 号 平成 3 0 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 8 「議案第 5 6 号 平成 3 0 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第 9 「議案第 5 7 号 平成 3 0 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第 1 0 「議案第 5 8 号 平成 3 0 年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

日程第 1 1 「議案第 5 9 号 平成 3 0 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

日程第 1 2 「議案第 6 0 号 平成 3 0 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

日程第 1 3 「議案第 6 1 号 平成 3 0 年度大和町水道事業会計補正予算」

日程第 1 4 「議案第 6 2 号 黒川地域行政事務組合規約の変更について」

議長 (馬場久雄君)

日程第 3、議案第 51 号 大和町暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部を改正する条例から、日程第 14、議案第 62 号 黒川地域行政事務組合規約の変更までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長後藤良春君。

総務課長（後藤良春君）

それでは、議案書1ページをお願いいたします。あわせて、条例等議案説明資料1ページをお願いいたします。

議案第51号 大和町暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例の一部を改正する条例です。

この条例の一部を次のように改正するものです。

内容としましては、南部コミュニティセンターの設置及び指定管理者制度導入に伴いまして、体育施設等の設置について定めた条例の整備を行ったことにより、所要の改正を行うものでございます。

それでは、説明資料で説明させていただきます。

対象条例と施設区分のところでございますが、「大和町吉岡コミュニティセンター設置及び管理に関する条例」の下に「大和町南部コミュニティセンター設置及び管理に関する条例」と、設置区分に「南部コミュニティセンター」を加えるものでございます。また、「大和町総合運動公園の設置及び管理に関する条例」と「大和町教育施設及び体育施設に関する使用条例」が「大和町教育施設に関する使用条例」と「大和町体育施設条例」に改めたことによりまして、「大和町教育施設に関する使用条例」の設置区分に「学校屋内体育館（講堂を含む。）」と「学校校庭」を、「大和町体育施設条例」の施設区分に「大和町総合体育館」「大和町陸上競技場」「運動公園テニスコート」「運動公園多目的広場」「大和町体育センター」「大和町武道館」に改めるものでございます。

議案書2ページをお願いいたします。

附則です。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長（内海義春君）

それでは、議案書3ページをお願いいたします。

議案第52号 大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

今回の条例改正につきましては、国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等における連携しての確保の特例に関する規程並びに家庭的保育事業者等の食事の提供の特例及び食事の提供に係る基準の経過措置に関する規定について、所要の改正を行うものでございます。

説明につきましては、別冊の条例等議案説明資料の2ページで説明をさせていただきますので、そちらをお願いいたします。説明資料2ページであります。こちらの大和町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表であります。

第5条第5号中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改めるもので、第6条第2項が追加されたことによるものでございます。

第6条第1項第2号中の「提供する保育をいう」の次に「。以下この条件において同じ」を加えるもので、代替保育の定義づけであります。

第6条中2項を加え、代替保育の特例について新たに規定するもので、第2項は家庭的保育事業等（こちらは居宅訪問型保育事業等を除くものでございますが）を、このものについて職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業等を行うものにかわる保育を提供する連携施設の確保が求められているところ、連携施設の確保が著しく困難であると認める場合の特例を規定するものであります。第1号は、家庭的保育事業者等と代替保育を提供する者との間でそれぞれの役割分担及び責任の所在が明確化されていること。第2号は、代替保育を提供する者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていることとしております。

第3項の追加について、代替保育を行う事業者について規定するものであります。

3ページをお願いいたします。

第1号は、家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所以外の場所において、代替保育を提供する場合にあつては、小規模保育事業A型、B型または事業所内保育事業を行う者とする特例であります。第2号は、家庭的保育事業等を行う場所において、代替保育を提供する場合にあつては事業の規模等を勘案して、小規模保育事業A型、B型と同等の能力を有すると町が認めた者とする特例であります。

第16条第2項第4号の追加につきましては、食事の提供の特例について規定するもので、連携施設、同一法人内施設、学校の給食施設及び協働給食施設からの提供に追

加いたしまして、保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託しており、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状況に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等に適切に応じることができる者として、町が適当と認める事業者から食事の外部搬入を可能とするものであります。

第45条の改正は、第6条に第2項が追加されたことから、「第6条第1号及び第2号」を「第6条第1項第1号及び第2号」に改めるものでございます。

4ページをお願いいたします。

附則第2条中「事業を行う者」の次に「（事項において「施設等」という。）」を加えるもので、附則第2条第2項の追加は、本条例施行日後に新たに家庭的保育事業の認可を得た施設等について、条例施行から10年間は調理員の配置及び調理設備の設置を要しないこととする経過措置を設けるものとともに、当該施設内での調理を行うために必要な体制を確保するように努めなければならないというものを規定するものでございます。

議案書4ページにお戻りをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

上下水道課長熊谷 実君。

上下水道課長 （熊谷 実君）

続きまして、議案書5ページをお願いいたします。

議案第53号 大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例でございます。

大和町水道事業給水条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の一部改正につきましては、先日開催いただきました大和町議会全員協議会で説明させていただきました改正内容につきまして条例の一部を改正するものでございまして、水道料金体系を用途別料金体系から口径別料金体系に変更いたしまして、生活用で使用している町民の方々の生活に配慮した料金体系に移行するものでございます。あわせまして、現行の事務事業執行との整合性を持たせるよう条文の削除等を行うものでございます。

説明につきましては、別冊の議案第53号関係新旧対照表でご説明させていただきます。

新旧対照表5ページをお願いいたします。

第7条、6ページになりますが、第14条、第9条から第24条までは、文言の訂正でございます。

5ページにお戻りいただきまして、第9条から第12条まで、それから6ページの第16条及び第17条第1項第1号は、現行では実施していない条項を削除したものでございます。

8ページをお願いいたします。

第25条は、料金体系の変更にとともない料金の変更を行うものでございまして、メーター口径別の基本料金も定めまして、従量料金も変更するものでございます。旧のほうで第1号、但し書きに記載ございます「ただし、生活保護世帯は基本料金の額を2分の1とする」の文言を削除いたしております。これは、今までの基本料金2,100円を半額とすることでしたが、先日の全員協議会で説明させていただきました資料にありましており、生活用の水道料金をその使用料に応じまして約500件から1500件程減額しておりますことから、さらに生活保護世帯に支給されております生活扶助費には、そもそも上下水道料金が既に含まれていること、これにつきましては、厚生労働省保護課基準係に電話で確認させていただいておることでございます。を考慮したものでございまして、そのように改正行うものでございます。

9ページをお願いいたします。

第27条第2項も、現行との整合を図ったものでございます。

第28条第1項第1号、第2号は、基本水量を変更したために削除するものでございます。

第28条第2項から13ページ41条までは、文言の整理や記載方法を整理したものでございます。

議案書の8ページにお戻り願います。

附則でございます。

この条例は、平成31年3月1日から施行するものでございます。

経過措置でございますが、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成31年3月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものに係る料金については、この条例による改正後の大和町水道事業給水条例第25条の規定にかかわらず、なお従前の例によるものでござ

います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

続きまして、議案第54号、9ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書3号につきましても準備をお願いいたします。

議案第54号 平成30年度大和町一般会計補正予算（第3号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ1億7,674万4,000円を追加いたしまして、予算の総額を107億7,514万2,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、10ページから12ページの「第1表」によるものでございますが、後ほど事項別明細でご説明を申し上げます。

第2条でございます。

債務負担行為の補正につきましては追加でございます。13ページの「第2表」によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

「第2表」債務負担行為補正の追加でございます。

1つ目の高齢者タクシー利用助成及び2つ目の福祉タクシー利用助成につきましては、配付するタクシー利用助成券の使用期限を来年の4月までといたしたく、3つ目の第2期子ども子育て支援事業計画策定業務につきましては、同計画を2カ年度で策定をいたしたく、追加をお願いするものでございます。

期間並びに限度額につきましては、議案書記載のとおりでございます。

それでは、別冊の事項別明細書3ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

15款1項2目災害復旧費国庫負担金につきましては、1節公共土木施設災害復旧費負担金2,490万1,000円につきまして、昨年10月の台風による災害復旧事業費を計上いたすものでございます。同じく2項国庫補助金でございます。1目総務費国庫補助金1節個人番号カード交付事業費補助金48万6,000円につきましては、システム改修に伴います社会保障番号制度システム整備費を計上いたすものでございます。2目民生

費国庫補助金 3 節高齢者医療費制度円滑運営事業費補助金67万5,000円につきましては、保険料のシステム改修費を追加計上するものでございます。

続きまして、16款 2 項県補助金でございます。4 目農林水産業費県補助金 1 節農業費補助金10万5,000円につきましては、多目的機能支払交付金事業費の対象面積の移動に伴います追加分を措置するものでございます。3 項委託金 1 目総務費委託金 4 節統計調査費委託金 8 万6,000円につきましては、住宅土地統計調査費の追加分を措置するものでございます。3 目教育費委託金 1 節学校教育費委託金57万円につきましては、学力向上研究指定校事業費及びオリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業費に係る委託金を計上するものでございます。

19款 1 項 3 目介護保険事業勘定特別会計繰入金につきましては、平成29年度の保険給付費に係る法定負担の精算分を計上するものでございます。

20款 1 項 1 目繰越金につきましては、平成29年度からの繰越金でございます。歳入歳出の見合い分を追加計上するものでございます。

歳入につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

それでは、5 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目議会費でございます。2 節給料、3 節職員手当、4 節共済費につきましては、4 月の人事異動に伴うものでございます。また、以下 2 節から 4 節までの人件費の関係につきましては、説明を省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、2 款 1 項 1 目一般管理費でございます。9 節につきましては、西日本豪雨によります応援職員の派遣の旅費でございます。

以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

まちづくり政策課長千葉正義君。



まちづくり政策課長（千葉正義君）

続きまして、6ページ、6目企画費につきましてご説明申し上げます。

初めに、8節報償費につきましては、公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会の外部委員に係る3名の謝金でございます。

次に、19節負担金補助及び交付金につきましては、まちづくり活動推進会の補助金でございます。現在、2つの団体を認定しており、43万円の助成額が確定しております。今後、さらに2団体の認定を予定しておりますので、現予算の30万から不足いたします認定済みの13万円と今後認定見込みにつきまして限度額の30万円を2団体、合わせて73万円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長（馬場久雄君）

税務課長千葉喜一君。

税務課長（千葉喜一君）

2款総務費2項徴税費1目税務総務費でございます。3節職員手当等の時間外勤務手当につきましては、人件費調整分13万8,000円と実績等によります差額分89万2,000円を合わせた103万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、2目賦課徴収費の12節役務費につきましては、コンビニ収納等に要します手数料の増額補正をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

議 長（馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長（村田良昭君）

それでは、2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。

7ページをお願いいたします。

13節委託料につきましては、戸籍システムの文字統一化に係りますシステム改修費の経費を補正するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長（馬場久雄君）

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

続きまして、2款5項1目統計調査費でございます。住宅土地統計調査の調査区の増によりまして調査員をふやすというか、増員するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長 （櫻井修一君）

それでは、8ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費の11節需用費につきましては、公用車のフロント足回り、サスペンション交換のための修理代でございます。28節繰出金につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計への繰出金でありまして、人件費調整に伴う補正であります。同じく、2目老人福祉費の13節委託料につきましては、高齢者生活支援事業として生活管理指導、短期宿泊事業、いわゆるショートステイとなりますが、緊急的に措置した実績見合い分を追加するものでございます。23節償還金利子及び割引料につきましては、平成29年度分の低所得者利用負担軽減対策事業補助金精算分の償還金でございます。28節繰出金につきましては、介護保険事業勘定特別会計への給付費及び人件費にかかります繰出金の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。お願いします。

済みません。3款1項5目ひだまりの丘管理費でございますが、15節工事請負費につきましては、ひだまりの丘内の吸収式冷温水機、いわゆる冷房装置の故障に伴います保温作業及びさびどめ塗装を含みます板金作業などの復旧工事でございます。同じく、6目後期高齢者福祉総務費でございますが、28節繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計への人件費に係ります補正をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 （内海義春君）

続きまして、3款2項1目児童福祉総務費でございます。

9ページをお願いいたします。

13節委託料であります。こちらは第1期子ども子育て支援事業計画が平成31年度末で終了することに伴いまして、事業計画期間を平成32年度から36年度とする第2期子ども子育て支援事業計画の策定について業務委託をするものでありまして、平成30年度につきましては未就学児を持つ保護者及び小学生児童をもつ保護者へのアンケート調査の実施とその調査結果を取りまとめ、平成31年度は現状の分析と課題の整理、需要料の推計と確保の検討を行いまして、各書を作成を行うものでございます。

続きまして、5目児童館費であります。

こちらの10ページをお願いいたします。

18節備品購入費であります。現在建設中の宮床児童館の備品購入に係るものでありまして、事務机等、電化製品、室内遊具、図書を購入に要する費用であります。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長 （櫻井修一君）

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費の28節繰出金につきましては、戸別合併処理浄化槽特別会計への歳出見合い分の減額補正をお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長 （千葉正義君）

続きまして、3目環境衛生費のうち、まちづくり政策課所管分、環境計画推進費につきましてご説明申し上げます。

1節報酬及び9節旅費につきましては、環境審議会委員報酬及び費用弁償でございます。今後、2回の会議開催を予定しておりますので、不足する額につきまして補正をお願いするものでございます。

11ページをお願いします。

11節需用費につきましては、環境審議会開催時の飲み物代の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

産業振興課長文屋隆義君。

産業振興課長（文屋隆義君）

続きまして、11ページ、引き続きになります。

5款1項3目農業振興費の19節負担金補助及び交付金については、公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会への負担金と、多面的機能支払交付金の事業の活動面積の移動に伴います補助金の追加補正をお願いするものであります。

12ページになります。

5目農地費の13節委託料は、鶴巣、とやぜきにおいてラバー堰内に空気漏れが原因とみられる水が浸入し、完全に倒伏しない状況となり、河川断面を阻害するおそれになっているため、その原因調査に要する費用の追加補正をお願いするものであります。

次に、6款商工費でございます。1項2目商工振興費の19節負担金補助及び交付金は、黒川商工会が行う創業支援ソフト事業に対する補助金の追加補正をお願いするものであります。

3目観光費でございます。

13ページをお願いいたします。

11節需用費は、南川ダム資料館の街灯、あさひな湖畔公園の交流トイレ水抜きバルブ及び旗坂野営場の受水槽ぶたと通気口の修繕費、12節役務費は、公用車ハイゼットのリース更新に伴います自動車損害保険料、13節委託料は、朝比奈三郎着ぐるみ1体の作成費用であり、合わせて113万7,000円の追加補正をお願いするものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

続きまして、同じく13ページになります。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費であります。14節使用料及び賃借料であります。現在、繰り越し業務であります仮称下草橋詳細設計業務及び橋梁新設に伴う下部工影響評価業務を行っております。線形統協議が整ったことに伴い、下部工影響評価業務において遊水地への影響を確認するための模型実験を茨城県つくば市で行うこととなっております、その立ち会い及び子育て支援住宅整備事業の視察等の移動に要します有料道路の通行料についてお願いするものであります。

続きまして、2項道路橋りょう費1目道路維持費であります。町道の維持管理及び除融雪業務に要する経費であります。7節賃金については、除雪補助員の人夫賃、11節需用費は、消耗品費については降雪時のスリップ注意等の看板、融雪剤小分け用袋等の購入代のほか、除融雪のチラシ作成に係ります印刷製本費、修繕料については除雪業務の危険防止に伴いますマンホール等の段差すりつけ及び町道吉田落合線ほか3路線の街路灯の球切れに伴います電球交換に要します経費であります。13節委託料、業務委託料であります。除融雪業務の除雪、融雪、防雪柵設置及び撤去、融雪剤小分け袋詰め業務に要します経費及び道路側溝の堆積土砂撤去業務に要します経費をお願いするものであります。なお、除雪、融雪費につきましては、過去5カ年の実績平均から、当初予算においてご承認いただきました本年4月以降の降雪時対応予算を差し引きました経費としております。

14ページになります。

15節工事請負費については、本年1月に国から凍上災害等の調査がありました。打ち合わせや協議等を行った結果、県内全てが該当しないとの話が国、県よりございました。以降、凍上作用を見込んでおりました路線や家屋連担部分について穴埋めや部分補修により対応をしておりましたが、舗装状況から復旧方法、面積等を考慮し、今回修繕工事としてお願いするものであります。町道山田運動場線や山下大沢線、裏街道線ほか6路線についてお願いするものであります。なお、修繕方法については、舗装の打ちかえ及びオーバーレイ等により行う予定としております。16節原材料費であります。町道前河原熊谷線の防衛事業で行います舗装改良工事において補助に該当しない部分がございます。歩道と車道を分離しますL型側溝について、劣化による破損やでこぼこが生じております。その交換材料の購入及び融雪剤購入に要します経費であります。

続きまして、2項2目道路新設改良費であります。防衛省補助事業における町道若柳大平線改良舗装に伴うものであります。22節補償補填及び賠償金であります。本予算については、6月議会におきましてご承認いただきました補償費であります。現場

精査の結果、今回用地がかかります土地については、地目として宅地と山林がございます。居久根補償部分において改めて確認したところ、一部宅地内にあることが判明し、その補償分の増額をお願いするものであります。

続きまして、2項3目橋りょう維持費であります。橋梁の維持管理に関する経費であります。15節工事請負費であります。1級河川鳴瀬川水系吉田川の管理者であります国土交通省北上川下流河川事務所及び鳴瀬川出張所と合同により、河川占用物件の点検を毎年5月末から6月中旬ぐらいに行っております。昨年より直轄管理区間となりました1級河川善川の占用物件として、町道蒜袋宮前線、橋梁名、宮前橋がございます。昨年の点検時にも下部工の一部にコンクリート剥離を確認しておりましたが、北上川下流河川事務所より経過観察する旨の指導を受けていたもので、本年も合同点検を行った結果、昨年と同様の現状であったことから、今後コンクリート剥離が進むことはないとの判断で修繕指導を受けたものであります。剥離したコンクリートを撤去し、改めてコンクリートにより復旧する経費となるものでございます。

続きまして、3項河川費1目河川費であります。河川の維持管理に要します経費で、15節工事請負費であります。準用河川久保川について町道若柳大平線直近の上流部、左岸のり面、準用河川茗荷沢川については、現在行っております整備区域外の下流部、家屋連担の対岸部分、右岸のり面の浸食防止のため、いずれも大型土のうにより補強を行うものであります。

続きまして、15ページ、4項都市計画費2目下水道費28節繰出金であります。繰出金につきましては、下水道事業特別会計への繰り出しであります。

続きまして、5項住宅費1目住宅管理費であります。先々月になりますが、7月28日未明、週末の土曜日に西原第二住宅地内木造戸建てにおいて、全焼となる火災が発生しました。幸い居住者の方については、やけどを負い1週間ほど入院しておりましたが、現在は退院し、通常の生活を送っております。改めて消火活動に従事していただいた大和町消防団など関係各位にお礼を申し上げるとともに、隣接居住者に対しご迷惑をおかけしたこと、おわび申し上げます。

改めて、1目住宅管理費であります。町営住宅の維持管理に要する経費であります。13節委託料についてであります。当初予算において、蔵下住宅、下町住宅の非常灯の灯具交換を予定しておりましたが、本年3月に現在設置されております蛍光灯灯具が製造中止となり入手困難であること、入手設置しても数年後に不具合が発生してもその部品の入手ができなくなることから、今後主流となるLED灯具に交換を行うもので、その増額についてお願いするものであります。同じく、5項2目子育て支援住宅

建設費であります。子育て支援住宅整備事業に係るものでございます。12節役務費、手数料であります。鶴巣地区の子育て支援住宅整備事業において、大規模既存集落地域の子育て支援住宅、公営住宅整備事業として、6月20日付で申請、7月25日開催の宮城県の開発審査会において審査いただき、8月7日に許可を受けております。今後、工事実施となるものでありますが、申請時には未定としておりました施工業者名などの変更及び現場精査に伴う使用材料等の変更が生じるおそれがあるため、その変更申請手数料についてお願いするものでございます。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長（小川 晃君）

続きまして、9款1項2目事務局費についてご説明申し上げます。

16ページをお願いいたします。

4月の人事異動によります人件費の調整として人件費計上費目の補正ですが、3節職員手当等の時間外勤務手当につきましては、人事異動の調整で2万8,000円の増額、ほかに土曜学習まほろば塾事業と志まなび塾事業の時間外勤務手当28万円の増額をお願いし、合わせて30万8,000円の補正をお願いをするものでございます。8節報償費につきましては、吉岡小学校と宮床中学校のオリンピック・パラリンピック教育推進校事業での講演会や障害者スポーツの体験学習会などの講師謝金として17万円の増額補正をお願いをするものでございます。9節旅費につきましては、オリンピック・パラリンピック教育推進校事業の講師旅費として9万4,000円の増額補正をお願いをするものでございます。11節需用費の消耗品費につきましては、オリンピック・パラリンピック教育推進校事業と学力向上研究指定校事業のコピー代等の消耗品として16万9,000円の増額をお願いをするものでございます。12節役務費の通信運搬費につきましては、オリンピック・パラリンピック教育推進校事業の郵便切手代として2,000円の増額補正をお願いをするものでございます。2項3目施設整備費の13節委託料につきましては、小学校普通教室などへの空調設備実施設計費として1,349万4,000円の増額補正をお願いをするものでございます。

3目施設整備費の整備費につきましては、17ページをお願いをいたします。

13節委託料につきましては、中学校普通教室などへの空調設備実施設計費として

691万5,000円の増額補正をお願いをするものでございます。15節工事請負費につきましては、宮床中学校校庭拡張事業に関係しまして、校庭北側に側溝の敷設工事を行うもので608万8,000円の増額補正をお願いをするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

生涯学習課長櫻井和彦君。

生涯学習課長（櫻井和彦君）

続きまして、同じく17ページでございます。

4項社会教育費1目社会教育総務費でございます。12節役務費でございます。11月より募集を開始いたします第20回原阿佐緒賞の募集広告をこれまで掲載していた月刊誌に加えまして、月刊誌現代短歌と現代短歌新聞に新たに掲載をいたします広告料5万8,000円の補正をお願いするものでございます。

続いて、18ページのほうをお願いいたします。

5項保健体育費1目保健体育総務費でございます。9節旅費につきましては、全国スポーツ推進委員研究協議会鹿児島大会におきまして、当町の委員が全国協議会会長表彰を受賞することとなったため、出席のための特別旅費17万3,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、13節委託料でございますが、総合運動公園多目的広場の利用者の利便性を高めるため、全面改修へ向けての基本設計等の調査費の補正をお願いするものでございます。調査内容につきましては、多目的広場の多様性を維持しながら、全面フラットにするための測量等を行い、土の移動、少年野球グラウンドの配置等の基本設計を行いたいものでございます。

次に、18節備品購入費でございます。総合運動公園テニスコートの改修にあわせまして、審判台、ベンチを更新する費用85万円の補正をお願いするものでございます。

次に、2目広場管理費でございます。15節工事請負費でございますが、三ヶ内レクリエーション広場のプレハブ小屋が倒壊のおそれがあるため解体撤去をするものでございます。なお、当初予算にて同じ、同広場のネット等撤去工事費を計上いたしておりましたが、今回のプレハブの撤去と同一発注することとし、不足が見込まれる額の補正をお願いするものでございます。なお、この物件は、東日本大震災時に災害ごみの仮置き場の仮事務所として使用されていたものでございます。



以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

続きまして、議案書14ページをお願いいたします。

議案第55号 平成30年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）  
でございます。

平成30年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ748万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,894万とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正は款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、「第1表」によるものでございます。

事項別明細書25ページをお願いいたします。

歳入でございます。

5款1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整による繰り入れであり、増額するものでございます。

6款1項1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金を増額するものでございます。

26ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、2節から4節までは職員人件費の調整を行うものでございます。3款の職員手当の時間外手当なんですけれども、こちらの52万5,000円につきましては、枠内で17万4,000円、枠外といたしまして35万1,000円の内訳となっております。13節委託料につきましては、国保情報システム改修、月報作成システムの変更により増額するものでございます。

7款1項3目23節の償還金利子及び割引につきましては、退職者医療の平成29年度の実績確定に伴う返還金でございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

議 長 （馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長 （櫻井修一君）

続きまして、議案書16ページをお願いいたします。あわせて、別冊の事項別明細書につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第56号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,732万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億909万5,000円とお願いするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書31ページをお願いいたします。

3款1項1目介護保険給付費から5款1項1目介護給付費負担金までにつきましては、現年度分介護給付費負担金の見込みによります追加補正でございます。

7款1項1目一般会計繰入金1節の介護給付費繰入金につきましては、現年度分の見込みによります追加でございます。同じく2節職員給与費等繰入金につきましては、人事異動に伴います人件費調整分ほかの繰入金でございます。

8款1項1目繰越金につきましては、歳出予算見合い分を繰越金に充てるものでございます。

32ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、人件費分の調整でございます。

2款2項2目高額医療合算介護サービスの19節負担金補助及び交付金につきましては、高額介護高額合算療養費の昨年の実績見合い分を追加補正するものでございます。

3款1項2目償還金の23節償還金利子及び割引料につきましては、平成29年度介護給付費負担金及び地域支援事業費交付金の精算に係ります国、県、社会保険、診療報

酬支払基金への償還金及び平成29年度給付費等繰入金の精算に伴います一般会計への償還金の補正をお願いするものでございます。

33ページをお願いいたします。

4款3項3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の2節、3節、4節につきましては、人事異動に伴います人件費調整分の減額補正をお願いするものでございます。同じく4節共済費のうち社会保険料及び7節賃金につきましては、社会福祉士1名の退職及び保健師1名の産休及び育児休業に伴います臨時職員2名分の社会保険料及び賃金の追加をお願いするものであります。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長（村田良昭君）

続きまして、議案書の19ページをお願いいたします。

議案第57号 平成30年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるものでございます。

歳入歳出の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算額の総額に歳入歳出それぞれ158万円を増額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,511万4,000円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分は当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表」によるものでございます。

事項別明細書38ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目事務費繰入金につきましては、一般会計からの人件費調整分を繰り入れするものでございます。3目高齢者医療費制度円滑運営事業費繰入金につきましては、一般会計からシステム改修に係る費用を繰り入れするものでございます。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の2節から4節につきましては、人件費調整分を増額するものでございます。2項1目徴収費13節の委託料につきましては、保険料の軽減特例の見直しに伴うシステム改修費でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長 （馬場久雄君）

上下水道課長熊谷 実君。

上下水道課長 （熊谷 実君）

続きまして、議案書21ページをお願いいたします。

議案第58号 平成30年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成30年度大和町の下水道事業特別会計補正予算（第1号は）、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出の補正でございます。

第1条、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1,648万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,307万円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書43ページをお願いいたします。

4款繰入金でございます。1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整に伴う増額の補正でございます。

5款1項1目繰越金でございます。繰越金につきましては、歳出見合いの財源調整による前年度繰り越しの補正計上でございます。

44ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1款土木費1項1目一般管理費で2節給料、3節職員手当等、4節共済費はいずれも人件費の調整によるものでございます。15節工事請負費につきましては、昨年度に行われまし前野地区の污水管修繕に伴います仮舗装の養生期間後に本復旧を行います工事費140万4,000円の補正をお願いするものでございます。

2項1目建設費でございます。2節から4節までは人件費の調整によるものでございます。

45ページをお願いいたします。

13節委託料でございます。当初予算措置されておりました国庫補助事業マンホール浮上防止設計業務でございますが、同じく国庫補助事業である15節工事請負費で減額いたします960万円分の増額をお願いするものでございます。15節工事請負費につき

ましては、補助事業分といたしまして、杜の丘幹線の下水道耐震補強工事が平成29年度に実施いたしておりました設計業務の成果におけまして、地盤の維持が確認できましたために、工事の必要がなくなったということで1,450万円を減額をお願いいたします。あわせまして、吉岡南マンホール、6基分のマンホール浮上防止工事490万の増額、それから単独事業分といたしまして、吉岡蔵下地区の蔵下井田線に公共下水道污水管布設工事1,309万円の増額をお願いするものでございまして、合わせまして349万の増額となるものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案書23ページをお願いいたします。

議案第59号 平成30年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成30年度大和町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,958万2,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書50ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款繰越金1項1目繰越金につきましては、人件費の調整に伴う歳出見合い分の財源調整による前年度繰り越しの補正計上を行うものでございます。

歳出でございます。

1款農業集落排水事業費1項1目一般管理費で、3節職員手当等、4節共済費でございますが、いずれも人件費の調整によるものでございます。

続きまして、議案書25ページをお願いいたします。

議案第60号 平成30年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成30年度大和町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれに451万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,708万1,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」によるものでございます。

事項別明細書54ページをお願いいたします。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の調整に伴う減額補正となるものでございます。

5款繰越金1項1目繰越金につきましては、歳出見合いの財源調整によります前年度繰り越しの補正計上でございます。

55ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款合併処理浄化槽1項合併処理浄化槽管理費1目一般管理費で、2節給料、3節職員手当等、4節共済費は人件費の調整によるものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、宮城県合併処理浄化槽普及促進協議会への負担金の端数処理に伴います1,000円の増額をお願いするものでございます。

2項合併処理浄化槽建設費1目合併処理浄化槽建設費で、2節給料、3節職員手当等、4節共済費はいずれも人件費の調整によるものでございます。

続きまして、議案書27ページをお願いいたします。

議案第61号 平成30年度大和町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、総則です。

平成30年度大和町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的支出でございます。

平成30年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款水道事業費用に163万5,000円を追加いたしまして、合計を9億7,531万4,000円といたしまして、1項営業費用にも同額を追加いたしまして、合計9億5,532万5,000円とするものでございます。

第3条、資本的支出でございます。

予算第4条本文括弧書き中2億7,829万7,000円を2億8,477万7,000円に、過年度分損益勘定留保資金2億7,829万7,000円を2億8,477万7,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款資本的支出に648万円を追加いたしまして、合計を3億5,310万4,000円といたしまして、建設改良費に同額を追加いたしまして、合計を2億6,874万6,000円とするものでございます。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

予算第6条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

(1) 職員給与費について4,632万4,000円とするものでございます。

事項別明細書60ページをお願いいたします。

平成30年度大和町水道事業会計補正予算の内訳書でございます。

収益的支出。

1款水道事業費用1項1目浄配水費、節で給料、手当、法定福利費、賞与引当金繰入額につきましては、いずれも人件費の調整によるものでございます。

事項別明細書62ページをお願いいたします。

資本的支出でございます。

1款資本的支出1項建設改良費1目配水管布設事業費の管工事費でございます。国道457号線沿いの宮床しんこうじ地内の民地に布設されております配水管150メートルを歩道に布設がえを行います工事費648万円の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

次に、議案書28ページをお願いいたします。あわせまして、新旧対照表14ページもお願いいたします。

議案第62号 黒川地域行政事務組合規約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、黒川地域行政事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議決を求める理由としまして、黒川地域内の4町村で小中学校の結核につきまして平成15年の学校保健法施行規則の一部の改正によりまして、黒川地域行政事務組合、教育委員会で結核対策委員会を設置いたしまして、広域的な対応がなされておりました。平成24年からは学校における結核対策マニュアルの改正によりまして、必要と認

めたときに開催するというのに改めました。しかし、平成26年以降、結核の要協議検討該当者が1人も出ていないことから、平成30年2月、組合、教育委員会と組合理事会におきまして対策委員会を廃止に関する意見交換会が行われまして、設置当初の目的は達成されたと結論となり、黒川地域行政事務組合、小・中学校結核対策委員会を廃止するものでございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

第3条の14号「小・中学校結核対策委員会の設置及び運営に関すること」を削除するものでございます。それに伴いまして、第3条、第16条、15号、16号、17号、各号をそれぞれ14号、15号、16号に繰り上げるものでございます。なお、15ページの別表第1も同じように繰り上げるものでございます。

議案書29ページをお願いいたします。

附則でございます。

この規約は、知事の許可のあった日から施行するものでございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

これで説明を終わります。失礼しました。町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長（村田良昭君）

済みません、お時間をいただきます。

先ほど高平議員さんからご質問ありました郵送請求ということなんですけれども、29年度では3,183通ありました。そのうち本人請求ということで、本人が、ご自身が送ってきたものについては131件でございました。29年度の手数料関係のあれなんですけれども、コンビニ交付できる件数といたしましては、窓口で全部発行したものについては3万4,266というんですけれども、これにつきましては、仮ナンバーとかコンビニ交付とは関係ないものが入っておりますので、それを除きますと3万2,899件というのが対象になってきます。そのうちの3万966件につきまして、約94%についてはコンビニ交付ができ上がったときには交付できる枚数ということになっております。

あと、もう一件、個人ナンバーカードということなんですけれども、こちらについては専決処分で400万減額させていただいて24万2,000円の歳入ということになっております。歳出については、また明繰の分がありますので、また別枠となっております。



以上です。よろしくお願いします。

議長（馬場久雄君）

以上で説明を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、あしたの午前9時です。

ご苦労さまでございました。

午後3時24分 延 会